

自己評価書

平成31年 3月

静岡大学

人文社会科学部

人文社会科学研究科

目 次

I	人文社会科学部の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
基準1	組織の目的	5
基準2	教育研究組織	7
基準3	教員及び教育支援者	13
基準4	学生の受入	20
基準5	教育内容及び方法	28
基準6	学習成果	45
基準7	施設・設備及び学生支援	53
基準8	内部質保証システム	68
基準9	財務基盤及び管理運営	71
基準10	教育情報等の公表	74
基準11	研究活動の状況及び成果	77
基準12	地域貢献活動の状況	92
基準13	国際化の状況	97

I 人文社会科学部の現況及び特徴

1 現況

- (1) 学部名 人文社会科学部
 (2) 所在地 静岡県静岡市駿河区大谷836
 (3) 学科等の構成

学科：

社会学科（履修コース：人間学，社会学，心理学，文化人類学，歴史学）

言語文化学科（履修コース：日本・アジア言語文化，欧米言語文化，比較言語文化）

法学科（講座：国際関係法，公共生活法，企業関係法，社会生活法，法政理論）

経済学科（履修分野：理論と情報，経済と政策，企業と経済）

関連施設：

アジア研究センター（人文社会科学部）

国際日本学センター（人文社会科学部）

静岡大学こころの相談室（全学）

- (4) 学生数（平成30年5月1日現在）及び教員数（平成30年10月1日現在）

学生数：総数 2,045人（261人）

社会学科 322人

言語文化学科 344人

法学科 537人（137人）

経済学科 842人（124人）

* 括弧は夜間主学生数（内数）

** 学生数には人文学部所属の学生（平成24年度以前の入学生）も含む。

専任教員数：総数 96人（7人）

教授64人（4），准教授30人（3），講師1人，助教1人

社会学科 26人（3）

言語文化学科 26人（1）

法学科 16人

経済学科 28人（3）

* 人文社会科学領域に所属する教員数

** 括弧は人文社会科学領域副担当の教員数（内数）

2 特徴

本学部は，旧制静岡高等学校の流れを汲む静岡大学文

理学部が昭和40年に改組されてできた人文学部を前身とする。人文学部発足時は，人文学科と法経学科の2学科編成であったが，昭和53年に法経学科を改組して法学科と経済学科が設置され，更に，昭和57年に社会学科が新設された。その後，平成4年に人文学科が言語文化学科に改組されて，社会学科，言語文化学科，法学科，経済学科の4学科編成となり，現在に至る。また，平成7年に静岡大学法経短期大学部が廃止されたのに伴い，法学科及び経済学科に夜間主コースが設けられた。

平成24年には，上記のような人文学系と社会科学系の複合学部としての存在をよりの確に反映させるために，学部の名称を「人文社会科学部」に変更した。

平成27年度に，教員の所属組織として学術院が設置され，それまで人文社会科学部に所属していた教員は学術院人文社会科学領域に所属することになり，その多くが教育研究組織としての人文社会科学部を主担当として教育に当たっている（左の（4）に示したのは，人文社会科学領域に所属する教員数である）。

カリキュラムの面では，それら4学科における履修コースや講座，履修分野における専門（主専攻）に加えて，平成28年度以降の入学生を対象に，他分野を横断的に学ぶための副専攻制度を設けた。副専攻として履修できるのは，人文社会科学部における国際日本学副専攻，全学において展開される地域づくり副専攻とアジア・ブリッジ・プログラム副専攻の三つである。

大学院修士課程は，平成3年に法学研究科が設置されたが，その後，平成9年に同研究科を廃止して，比較地域文化専攻と法律経済専攻からなる人文社会科学研究科が新設された。更に，平成15年には比較地域文化専攻を改組して臨床人間科学専攻が設けられ，また，平成17年に法務研究科（法科大学院）が設置されたのに伴い，法律経済専攻を改組して経済専攻が設けられ，現在の臨床人間科学専攻，比較地域文化専攻，経済専攻の三専攻体制となった。

更に，学部の関連施設として，アジアの社会・文化・経済を主たる研究対象とするアジア研究センター（平成21年設置），国際日本学センター（平成29年設置），静岡大学の教育研究の施設として，市民を対象に対人関係や子育て，こころの問題などの相談を受ける静岡大学こころの相談室（平成12年設置）がある。

このように本学部は、人文・社会科学の各学問分野をほぼ網羅し、総勢 96 人の教員スタッフと 2,000 人を超える学生を擁した、国立大学のなかで最大規模の人文・社会科学系総合学部であることを最大限に活かし、教育面においては、各学問分野の専門的知識と学際的・総合的な知力を身につけた、教養豊かな社会人・職業人の育成に努めてきた。また、研究面においては、人文・社会科学の各分野における創造的研究の発展に努め、学術的及び社会的な貢献を果たしてきた。

以上述べてきたところにより、本学部の特徴は、次のようにまとめられる。

- ① 国立大学のなかで最大規模の、また、静岡大学のなかでは唯一の人文・社会科学系総合学部である。
- ② 社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科の 4 学科編成の教育体制により、各分野の専門的知識だけでなく総合的知力を身につけることができる教育課程・カリキュラム編成を整備している。
- ③ 4 年間一貫の少人数教育を軸にして、論理的思考力、問題発見力、課題解決力を学年段階的に修得できる教育システムを整備している。
- ④ 学生自らの主体的能動的学習意欲を高めるために、実際に社会・地域に赴き、現場から学ぶことを目的とするフィールドワーク教育を展開している。
- ⑤ キャリア形成教育のため、「キャリアデザイン」（全学教育科目）のほか、専門科目においても、静岡大学岳陵会との連携講座やインターンシップ科目を配置し、その充実を図っている。また、岳陵会と連携し、学生の進路指導及び就職支援の取り組みを積極的に行なっている。
- ⑥ 人文社会科学部に設置されたアジア研究センターでは、4 学科の教員が参画し、学際的な視点からアジアの社会・文化・経済に関する諸問題について包括的な研究を行なっている。同じく国際日本学センターでは、国際的な観点から日本研究を推進するとともに、教育面においても国際日本学副専攻を円滑に運営するために短期留学研修旅行の企画立案などを行なっている。更に、全学の施設である「静岡大学こころの相談室」は、主に大学院臨床人間科学専攻の臨床心理学コースと連携し、大学院生の実習の場を提供している。

II 目的

1 本学部の目的

静岡大学は、「学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・研究の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成することを目的・使命」とすることが「静岡大学学則」第1条に定められている。

本学部は、静岡大学の教育理念及び中期目標に定める基本的目標を踏まえて、平成16年4月1日に「静岡大学人文学部学術憲章—教育と研究の発展のために—」を制定し、教育・研究の目標を学内外に宣言した（その後、平成24年度に「静岡大学人文社会科学部学術憲章」に改称し、更に平成28年11月10日に改正を行なった）。そこに掲げる教育の目標は次の通りである。

1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
 - ・人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。
 - ・地域社会の多面的な発展に寄与しうるとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民。
 - ・現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民。
 - ・倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手。
2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多面的な発展に貢献する。
3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。

一方、人文社会科学部学術憲章に掲げる研究の目標は次のようである。

1. 静岡大学人文社会科学部は、人文・社会科学の各分野において、創造的な研究を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも眼差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。

2 各学科の目的

人文社会科学部の4学科の教育目的は次の通りである。

【社会学科】社会学科は、静岡大学人文社会科学部憲章に従い、人間学、社会学、心理学、文化人類学、歴史学という人文社会科学の専門分野における発展と連携に裏打ちされた「総合知」による教育と研究を目指す。隣接する専門分野の研究を支えとした、地域に根ざす専門的な教育の展開を目的として、「他者への共感と社会の一員であるという意識に基づいて、主体的な探求と問題解決に向かう、臨床型の思考能力と責任ある

態度を身につけた人間」を育成する。

【言語文化学科】言語文化学科は、伝統的な文学・言語学研究の成果を基盤としながら、ことばによって表現される、あるいは言語学的方法によって分析可能なあらゆる文化現象を探究し、高度な日本語表現能力に裏打ちされた実践的な語学力を養い、学際的な知見を広めることで、国際社会で活躍できる人間を育てる。

【法学科】法学科は、4年間にわたる法律学・政治学の幅広い学習を通じて、現代社会において生じる複雑かつ多様化した諸問題に対し、それらの背景や原因を明らかにする分析力とともに、問題解決の方法を導き出すための実践的応用力と総合力を身につけることにより、地域社会の発展に寄与し、さらに国際社会にも通用する市民を育む。

【経済学科】経済学科は、経済に関する理論、政策、および経営学・会計学など社会科学の諸分野を専門的に、また隣接する分野をあわせて総合的に学ぶことにより、健全かつ実践的な知識・技能を修得し、もって現代社会が直面する諸問題を理解・分析し、解決しうる能力と国際的な視野を持った「地球市民」を育成する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 組織の目的

[1-1] 学部・研究科等の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が学校教育法に規定されている，大学一般に求められる目的に適合するものであること。

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：(学士課程) 学部等の目的（学科又は課程等の目的を含む。）が，学部規則等に明確に定められ，その目的が，学校教育法第 83 条に規定された，大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

「静岡大学人文社会科学部規則」第 1 条の 2 は，「国立大学法人静岡大学学則」第 1 条に定める大学の目的・使命を踏まえ，「本学部は，人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに，国際的な視野と幅広い教養を備え，社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

更に，「人文社会科学部学術憲章—教育と研究のために—」（平成 16 年 4 月制定，同 28 年 11 月改正）において，次のような教育目標を定めている。

- ・人文・社会科学の各分野の専門的知識，更に，自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養の修得。
- ・地域社会の多面的な発展に寄与し，国際社会にも通用しうる力量の修得。
- ・現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力，更に問題解決の道を切り拓く実践的な応用力の修得。
- ・市民社会の担い手に相応しい倫理感覚と責任意識の涵養。

[出典]

国立大学法人静岡大学学則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000001.htm
静岡大学人文社会科学部規則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000179.htm
静岡大学人文社会科学部学術憲章	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2017/04/2016_hss_academiccharter.pdf

【分析結果とその根拠理由】

以上のように，人文社会科学部の教育目的は，「人文社会科学部規則」第 1 条の 2，「人文社会科学部学術憲章」などにおいて明確に定められており，それは学校教育法第 83 条において規定されている「大学は，学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学一般に求められている目的にも適合すると判断できる。

観点 1-1-②：(大学院課程) 研究科等の目的(専攻等の目的を含む。)が、研究科規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

静岡大学大学院人文社会科学部研究科は、静岡大学大学院規則第 1 章第 1 条で定められた「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」という目的を踏まえ、静岡大学大学院人文社会科学部研究科規則第 1 条の 2 で、「専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的とする。」と定めている。

[出典]

静岡大学大学院規則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000298.htm
静岡大学大学院人文社会科学部研究科規則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000308.htm

【分析結果とその根拠理由】

人文社会科学部研究科の教育目的は、明確に定められ、かつ、学校教育法第 99 条において定められている「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という大学院の目的に合致すると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

[学士課程]

- 人文社会科学部は、社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科の 4 学科を有し、その教育目的は、学校教育法第 83 条に定められた目的に適合している。

[大学院課程]

- 人文社会科学部研究科は、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻、経済専攻の 3 専攻を有し、その教育目的は、学校教育法第 99 条に定められた目的に適合している。

【改善を要する点】

[学士課程]

学部教育にあたる教員が、学部における教育目的の理解を一層深めていく必要がある。

[大学院課程]

大学院教育にあたる教員が、大学院における教育目的の理解を一層深めていく必要がある。

基準 2 教育研究組織構成

(1) 観点ごとの分析

[2-1] 教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻、その他の組織の実施体制）が、学部・研究科等の目的に照らして適切なものであること。

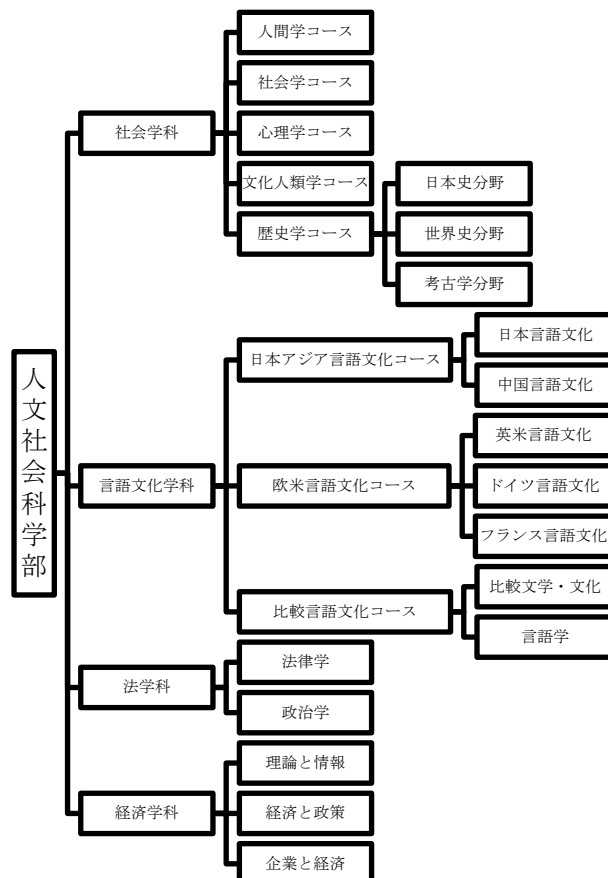
観点 2-1-①: (学士課程) 学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

平成 27 年度に全学的に教員の所属組織として学術院が設置され、学術院人文社会科学領域に所属する教員は、教育研究組織としての人文社会科学部において教育を担当している。人文社会科学部には、社会学科、言語文化学科、法学科及び経済学科の 4 学科があり（下記の人文社会科学部組織図を参照）、各学科においては、学修目的に沿って専門教育を体系的に行なうために履修コースや講座、履修分野を設けている。更に、法学科と経済学科には、勤労学生のために夜間主コースを併設している。

学生は、いずれかの学科に所属し、各学科の教育目的に沿った専門知識・能力を 1 年次から順次修得し、4 年次において、学修成果を卒業論文または卒業研究としてまとめる。

[2-1-①] 人文社会科学部組織図



* 法学科・経済学科に夜間主コースを併設

【分析結果とその根拠理由】

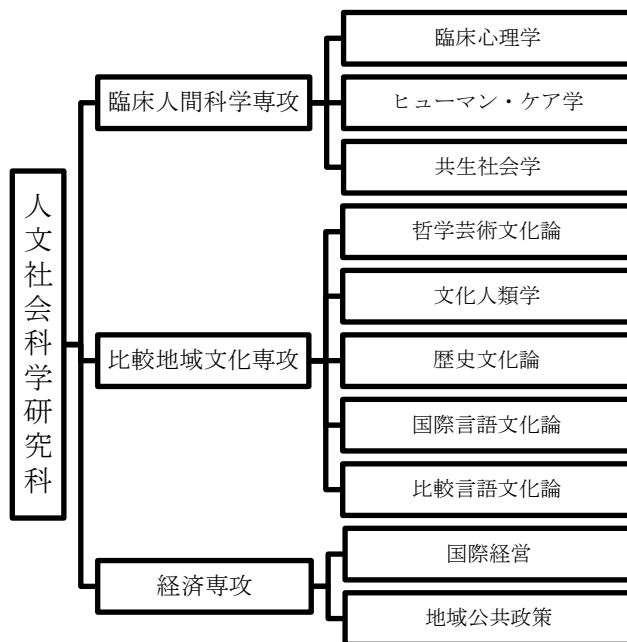
本学部にある4つの学科は、それぞれ履修コースや講座、履修分野を設け、各学科の教育研究の目的を達成するために適切な編成となっていると判断できる。

観点 2-1-②: (大学院課程) 専攻の構成(専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本研究科は、文系総合大学院として、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の3専攻で構成され、その教育目的を遂行するために、それぞれの専攻にコースあるいは研究指導分野が置かれている(下図参照)。学生は、いずれかの専攻に所属し、各専攻の教育目的に沿った高度な専門知識・能力を1年次から順次修得し、その成果を学位(修士)論文としてまとめる。

[2-1-②] 人文社会科学研究科組織図



【分析結果とその根拠理由】

各専攻にコースあるいは研究指導分野を配置し、人文・社会科学系の諸分野を網羅するような教育体制を整えていることから、その教育研究の目的を十分達成しうると判断できる。

観点 2-1-③: 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

人文社会科学部の関連施設として、アジア研究センター、国際日本学センター、更に全学の静岡大学こころの相談室が設置されている。

[アジア研究センター]

静岡大学人文社会科学部アジア研究センター（2009年5月設置）は、アジアの社会・文化・経済を主たる研究対象とし、日本を含むユーラシアにおける豊かな現代社会の構築のための包括的な理論的・政策的研究を行なうことを目的としている。当センターは、人文社会科学部及び人文社会科学研究科に所属する主にアジアの諸問題を研究領域とする専任教員によって構成される。センターが中心となって取り組むテーマは毎年異なるが、アジアについては世界が直面しているグローバルな問題と、静岡県が抱える地域的な課題の双方を究明しようと取り組んでいる。

[参考]

アジア研究センター	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/asia/
-----------	---

[国際日本学センター]

国際日本学センターは、平成28年度から開始された「国際日本学副専攻」を円滑に運営し、かつ国際的な観点から学科を超えて日本研究を推進するために設立された。教育面では学生に対する副専攻説明会開催、短期海外研修旅行の企画立案、教員向けに英語を使用する授業の調整や研修等を行ない、研究面では海外の研究者を招いたシンポジウムなどを企画している。

[参考]

国際シンポジウム「アジアにおける日本学の現状」について	『アジア研究』第13号, p. 113 (2018年3月, 静岡大学人文社会科学部アジア研究センター)
-----------------------------	---

[静岡大学こころの相談室]

静岡大学こころの相談室（以下、こころの相談室）は、地域住民への相談業務を通しての地域貢献と、心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家養成を目的とした全学施設である。特に教育の面でいえば、静岡大学人文社会科学研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コースに所属する大学院生が、大学教員である臨床相談員や外部非常勤講師である非常勤相談員の指導を受けながら、こころの相談室の相談研修員として相談を担当しており、こころの相談室が専門家を養成するための実習の場としての機能を果たしている。そのことは、下記に示す年間の相談担当ケース数とのべ担当回数からも見て取れる。

[2-1-③] 年間担当ケース数とのべ担当回数（平成29年度）

	臨床相談員	非常勤相談員	相談研修員	合計
のべ担当ケース数	34	1	29	64
のべ担当回数	349	1	302	652

(*臨床相談員は大学教員, 非常勤相談員は外部からの非常勤講師, 相談研修員は大学院生)

また、こころの相談室では紀要『静岡大学心理臨床研究』を毎年発行しており、本学の各施設、関係教員のみならず、全国の臨床心理士を養成している大学院、静岡県内及び周辺地域で心理専門職として働いている修士等に配布することによって、その研究成果や活動報告を広く発信している。

[参考]

静岡大学こころの相談室	www.psc.shizuoka.ac.jp
-------------	------------------------

【分析結果とその根拠理由】

上に述べたように、本学部に関連するアジア研究センター、国際日本学センター、全学のこころの相談室は、それぞれ目的と役割がはっきり示されており、アジア研究センターは主に研究面に、後二者は主に教育面に対する寄与が認められる。

[2-2] 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-2-①： 教授会・学科会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行なっているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行なっているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

教員が所属する人文社会科学領域には、国立大学法人静岡大学学則第21条第6項の規定に基づいて、本領域に所属する教授、准教授、講師、助教で構成される領域会議が置かれ、「静岡大学学術院領域会議規則」において定められている事項について審議している。領域会議は、月に1回開催され、必要があるときは、臨時に開くことができる。

一方、教育研究組織としての人文社会科学部には、静岡大学教授会通則第9条の規定に基づいて、本学部を主担当とする教授、准教授及び講師、更に、本学部を副担当とする者からなる教授会が置かれ、「静岡大学人文社会科学部教授会規則」に定められている通り、その組織、役割、運営等に関する必要な事項に加えて学長が行なう決定事項について意見を述べるとともに、学部長がつかさどる教育研究にかかる事項について審議している。

教授会は、月に1回開催され、学部長又は構成員の5分の1以上の要求があるときは、臨時に開かれる。また、教授会には、学部長、副学部長、各学科長、教務委員長、学生委員長、大学院学務委員長からなる総務委員会が置かれ、学部運営に係る事項の審議決定を委ねることができるようになっている。

学科の運営に関する事項については、学科長を議長とする学科会において審議される。

本学部には、種々の委員会が置かれているが、教育カリキュラム・時間割の編成、授業の実施など教務上必要なあらゆる事柄を総括的に所掌する組織として教務委員会がある。教務委員会は、委員長の他、各学科から選出された委員によって構成され、隔週で定例会議を開催している。教務委員会は、全学の関係委員会および各学科と連携して学部の教務運営にあたっており、教務上の重要事項については教授会における審議と承認、あるいは、報告が必要となっている。その他、入試に関しては入学試験委員会、学生生活支援に関しては学生委員会、学生の就職支援に関してはキャリアサポート委員会など、それぞれの案件や業務を扱う委員会が設置されている。

[出典]

国立大学法人静岡大学学則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000001.htm
静岡大学大学院領域会議規則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000518.htm
静岡大学教授会通則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000012.htm
静岡大学人文社会科学部教授会規則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000180.htm

【分析結果とその根拠理由】

領域や学部の運営を円滑に行なうにあたり、領域会議、教授会、学科会、各種委員会が適切に構成されており、それぞれが全学あるいは部内の各種委員会・会議等と有機的な連携を図りながら、十分機能していると判断できる。

[大学院課程]

本研究科についても、静岡大学教授会通則第9条の規定に基づいて、本研究科を主担当とする教授、准教授及び講師、更に、本学の大学院に所属する教授、准教授及び講師のうち、本研究科を副担当とする者からなる教授会が置かれ、静岡大学人文社会科学部教授会規則に定められている通り、その組織、役割、運営等に関する必要な事項に加えて学長が行なう決定事項について意見を述べるとともに、研究科長がつかさどる教育研究にかかる事項について審議している。研究科教授会は、月に1回開催している。

更に、各専攻の運営に関する事項については、専攻長を議長とする専攻会議において審議される。

本研究科における教務上・学生生活上における必要なあらゆる事項を総括的に所掌する組織として学務委員会が置かれている。学務委員会は、委員長と各専攻から選出された委員によって構成され、隔週で定例会議を開催している。学務委員会は、全学の大学院教務・入試委員会及び各専攻と連携しており、教務上・学生生活上の重要事項については、研究科教授会における審議と承認、あるいは、報告が必要となっている。

[出典]

静岡大学人文社会科学部教授会規則	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000308.htm
------------------	---

【分析結果とその根拠理由】

研究科の運営を円滑に行なうにあたり、教授会、専攻会議、学務委員会が適切に構成されており、全学あるいは部内の各種委員会・会議等と有機的な連携を図りながら、十分機能していると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

[学士課程]

- ・本学部の教育上の目的を実現するために、人文・社会科学系のほぼすべての分野を網羅すべく、社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科の4学科が設置されており、そのそれぞれにおいて専門知識・能力を高め、更に、互いが連携し合って、市民社会の担い手として必要な教養を学生に身につけさせる教育体制となっている。
- ・教授会を始め、各種委員会や会議等が多く配置され、学部の運営に関わる様々な事項や問題にきめ細かく対応できるような体制になっている。

[大学院課程]

- ・本研究科は、高度専門職業人の養成を図るために、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の3専攻が設置されており、文系総合大学院として高い専門性を身につけさせるための体制が整えられている。
- ・教授会を始め、専攻会議や学務委員会など、研究科の運営に関わる様々な事項や問題にきめ細かく対応できるような体制になっている。

[センター等]

- ・それぞれの施設がその目的に応じて、その機能を果たしている。

【改善を要する点】

[学士課程]

- ・教育活動を展開する上で必要な各種委員会や会議の開催に際し、教員の時間面での負担が増大することのないような効果的・効率的な運営方法を検討する必要がある。

[大学院課程]

- ・研究科の運営に関わって設けられている専攻会議や学務委員会等が、時間面で教員の負担にならないよう開催方法を工夫する必要がある。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

[3-1] 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点 3-1-①: 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

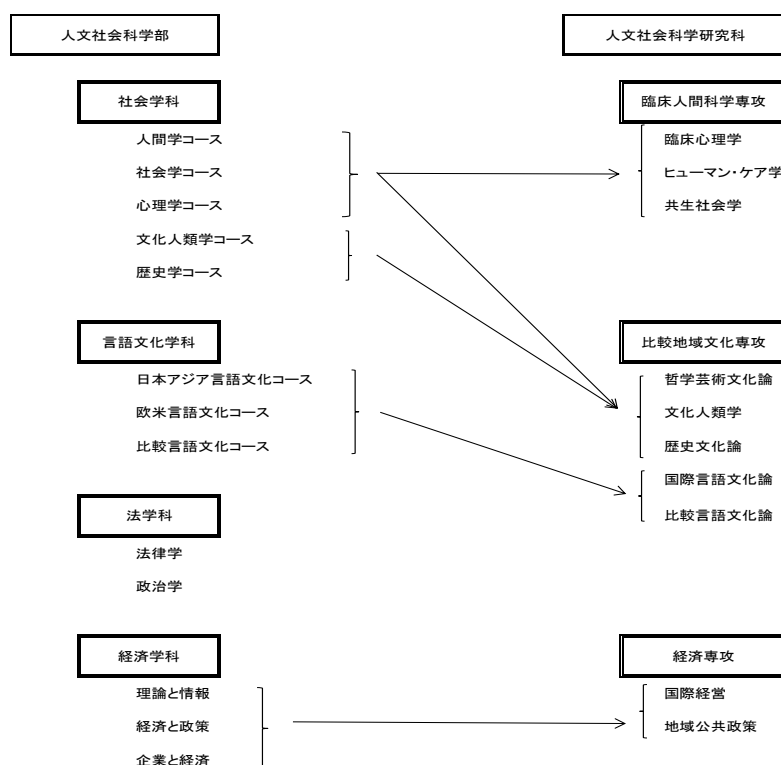
【観点到る状況】

平成 27 年度に全学的に教員の所属組織として学術院が設置され、それまで人文社会科学部に所属していた教員は学術院人文社会科学領域に所属することになった。更に、その下に、従来の学科に対応する教員所属組織として人間・社会系列、言語文化系列、法学系列、経済・経営系列の 4 つの系列が設けられた。学術院人文社会科学領域に所属する教員は 96 名であり、そのうち、教育研究組織としての人文社会科学部を主担当とする教員は 89 名、副担当とする教員は 7 名である（平成 30 年 10 月 1 日現在）。人文社会科学領域に所属する教員のうち、人文社会科学部を副担当とする教員は、地域創造学環を主担当としている。

それぞれの組織の責任者として、教員の所属組織である人文社会科学領域には領域長、教育研究組織である人文社会科学部には学部長、また、各学科には学科長がおり、それぞれ重要な事項を審議する領域会議、学部教授会、学科会の議長を務めている。

一方、人文社会科学研究科（大学院課程）には、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻、経済専攻があり、それらと学部の教育研究組織との対応関係は次のようになっている。

[3-1-①] 人文社会科学部（学士課程）と人文社会科学研究科（大学院課程）との対応



人文社会科学研究科の責任者として研究科長が、また、各専攻の責任者として専攻長がおり、それぞれ研究科教授会、専攻会議の議長を務めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上より、学術院人文社会科学領域に所属する教員が教育研究組織としての人文社会科学部を担当するという仕組みになっており、副担当とする教員とともに教育上の連携体制がとられている。また、教員の所属組織、教育研究組織の責任の所在が明確にされていると判断できる。

大学院課程においても、学士課程のそれと対応して教育研究組織が編成されており、研究科と各専攻のそれぞれの責任の所在が明確にされていると判断できる。

観点3-1-②: (学士課程) 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。
また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

人文社会科学領域に所属し、人文社会科学部を主担当・副担当とする教員数と設置基準において必要とされる教員数は、次の表に示すとおりである。

[3-1-②-1] 人文社会科学部を主担当・副担当とする教員数 (平成30年10月1日現在)

学科名	職 位					設置基準上必要数	
	教授	准教授	講師	助教	合計		教授数
社会学科	16(2)*	8(1)	1	1	26(3)	14	7
言語文化学科	20(1)	6	0	0	26(1)	10	5
法学科	10	7[1]**	0	0	17[1]	14	7
経済学科	18(1)	10(2)	0	0	28(3)	14	7
合 計	64(4)	31(3)	1	1	97(7)	52	26

* () 内の数字は、人文社会科学領域に属し人文社会科学部を副担当とする教員数 (内数)。

** [] 内の数字は、融合・グローバル領域に所属し人文社会科学部を主担当とする教員 (内数)。

人文社会科学領域所属教員のうち、人文社会科学部を主担当・副担当とする教員、また、他領域所属教員のうち、人文社会科学部を主担当・副担当とする教員、更に、非常勤講師のそれぞれの数は、次の通りである。

[3-1-②-2] 人文社会科学部を主担当・副担当とする教員数 (平成30年10月1日現在)

		専任教員			非常勤講師
		主担当	副担当	合計	
所属学術院	人文社会科学領域	89	7	96	42
	融合・グローバル領域	1	6	7	
合 計		90	13	103	

人文社会科学部を担当する全専任教員 (103人) のうち、主担当の教員 (90人) は87%である。一方、非常勤講

師（42人）の占める割合は、全授業担当者（145人）のうち、29%である。

また、各学科における教育上主要と認められる科目と、そのそれぞれの科目の担当教員の配置は、資料編（[3-1-②]）に示す通りである。

[参照]

資料編3-1-②	各学科における教育上主要と認められる科目と、そのそれぞれの科目の担当教員の配置
----------	---

【分析結果とその根拠理由】

本学部の教育活動を展開するために必要な教員数は、大学設置基準第13条に適合しており、十分確保されていると判断できる。また、教育上主要と認められる科目にはすべて専任の教授、准教授が配置されている。更に、本学部の教育には、全授業担当者の3割程度の非常勤講師も携わっているが、多様な教育内容を提供するために一定の役割を果たしているといえる。

観点3-1-③：(大学院課程) 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本研究科における研究指導教員数、研究指導補助教員数ならびに設置基準において必要とされる教員数（平成30年10月1日現在）は、次に示すとおりである。

[3-1-③] 研究指導教員数・研究指導補助教員数・設置基準上の必要数

専攻等名	専任教員数					研究指導				設置基準上必要数			
	教授	准教授	講師	助教	合計	研究指導教員		研究指導補助教員	合計	研究指導教員		研究指導補助教員	合計
						教授				教授			
臨床人間科学	10	3	0	1	14	14	10	0	14	3	2	2	5
比較地域文化	26	11	1	0	38	38	26	0	38	2	2	3	5
経済	18	7	0	0	25	25	18	0	25	5	4	4	9
合計	54	21	1	1	77	77	54	0	77	10	8	9	19

また、平成30年度は、15名の非常勤講師を任用しており、その割合は、人文社会科学研究科を担当する全授業担当者（92名）のうち16%である。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の教育活動を展開するために必要な教員数は、大学院設置基準第9条に適合しており、十分確保されていると判断できる。

観点3-1-④： 学部・研究科等の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

人文社会科学領域における教員の採用は、原則として公募制をとっており、採用にあたっては、研究業績や教育実績のみならず、社会的活動、国際的活動、大学等における管理運営実績なども併せて総合的に評価しており、多様な人材の確保に努めている（具体的な採用基準については観点3-2-①を参照）。

更に、教員組織の活動をより活性化するために、静岡大学では、第3期中期計画において女性教員の比率を16%以上とすることを明記しており、本領域においても女性教員の積極的な任用を図っている。実際、公募に際して、審査の評価が同等の場合は女性の候補者を優先するようしており、更に、全学の「女性教員採用加速システム」（人件費支援等）を活用した結果、平成30年度において人文社会科学領域に所属する全教員（96名）に対する女性教員の比率は25%に達している（参考：平成24年度は21%）。また、女性教員が働きやすい環境づくりに向けた取り組みを進めており、ここ数年、女性教員2名が育児休業を取得している。

一方、外国人教員についても、本学の第3期中期計画において「外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の比率を全教員の13%まで拡大する」と明記されていることに合わせ、本領域でも全学の「外国人教員採用加速システム」を利用して外国籍の教員の採用を図っている。本領域に所属する全教員（96名）のうち、外国籍の教員は5名（全体の5%）、一方、外国の大学等で学位を取得した教員は10名（全体の10.41%）、それら外国籍の教員と外国の大学等で学位を取得した教員は合わせて全体の15.63%である。

また、各教員の活動をより活性化するために、全学の教員特別研修制度に加え、各学科において設けられている教員の研究専念期間制度（サバティカル制度）がある。それらの各年度における利用実績は、次の通りである。

[3-1-④] 研究専念期間制度（サバティカル制度）の利用実績（過去4年分）

	社会科学	言語文化学科	法学科	経済学科
平成27(2015)	1	1		*2
平成28(2016)	1			*2
平成29(2017)	1	1		
平成30(2018)	1	*1	1	

(*は学科独自の制度の取得者数)

【分析結果とその根拠理由】

まず教員の採用に関しては、公募制を採用していることに加えて、全学の「女性教員採用加速システム」や「外国人教員採用システム」を活用することによって女性教員や外国人教員の採用を積極的に行なっていることから、教員組織の活性化が図られていると判断できる。また、教員の研究を支援するために、全学の教員特別研修制度に加えて、各学科において研究専念期間制度が設けられており、それらの制度によって年間2～4名の教員が研究に専念できる機会が与えられているなど、教員組織の活性化が図られていると判断できる。

[3-2] 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行なわれているか。

【観点に係る状況】

[学士課程]

教員の採用にあたっては、選考会議を設置し、「静岡大学教員資格審査基準」ならびに「学術院人文社会科学領域における教員の採用・昇任に係る選考審査基準」に基づいて選考が行なわれる。選考会議は、人文社会科学領域所属の教員のみならず、他領域に所属する教員も加わるようになっており、選考の透明性と公平性が保たれている。選考会議では、応募者の研究業績や教育歴の一覧から研究と教育の両面における能力、担当すべき科目の適合性、社会的活動、国際的活動、大学等における管理運営の実績、外部研究資金の獲得実績などから適格性を総合的に判断する。候補者には面接を行ない、多くの場合、模擬授業やプレゼンテーションを課している（模擬授業やプレゼンテーションは、選考会議委員以外の教員にも公開されることがある）。

一方、教員の昇格にあっても、同様に選考会議を設置し、先述の基準によって審査が行なわれる（選考会議の構成人員は、採用の場合と同じである）。選考会議では、先述と同様の実績などから、対象者がその職位にふさわしい研究や教育面等での能力を有しているかを総合的に判断している。

教員の採用と昇格のいずれの場合も、選考会議における審査結果が各系列会議で諮られた後、領域会議における審議と投票によって採用候補者を決定し、その結果を全学人事管理委員会に報告することになっている。

[参考]

静岡大学教員資格審査基準	http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000098.htm
--------------	---

[大学院課程]

新たに大学院の授業を担当する教員の任用にあたっては、「人文社会科学研究科大学院担当教員の任用に関する申し合わせ」に従って、各専攻から選出された委員で構成される審査委員会が、当該教員の所属する専攻に設置された選考委員会から提出された資料に基づいて審査した後、その結果を学務委員会で審議し、最終的に研究科教授会において審議と投票が行なわれて決定される。審査にあたっては、研究業績、科目適合性、教育歴、学位ならびに実務経験などを考慮している。

【分析結果とその根拠理由】

以上に示した通り、学士課程においては採用基準、昇格基準がともに明確に定められており、適切に運用されていると判断できる。また、任用候補者に対しては、教育上の指導能力を評価している。一方、大学院課程においても基準が定められ、適切に運用されていると判断できる。また、その審査の過程において、当該教員の教育研究上の指導能力が多角的に評価されている。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行なわれているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学で定められている「教員の処遇（昇給・勤勉手当）の決定に係る指針」に基づき、人文社会科学領域に所属する教員は、教育、研究、社会・国際連携及び管理運営に係る活動の成果を「活動状況に関する報告書」としてまとめ、領域長に提出することになっている。領域長は、人事管理・個人業績評価委員会（委員長は領域長）を開催し、各教員から提出された「活動状況に関する報告書」に基づいて、「勤務成績が極めて良好である者」、「勤務成績が特に良好である者」、「勤務成績が良好である者」、「勤務成績がやや良好でない者」、「勤務成績が良好でない者」の5段階に分けて教員の活動状況の評価し、その結果を教員の処遇に反映させるよう学長に推薦することになっている。

【分析結果とその根拠理由】

人事管理・個人業績評価委員会において、教員の教育及び研究活動等が適切に評価され、それらが処遇に反映される仕組みが十分確立されているといえる。

[3-3]教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育課程の実施に関する各種支援を行なう事務組織として、人文社会科学部学務係が置かれている。学務係には、係長以下8名の職員が配置されている。

また、実習、演習等に対する教育補助業務として、大学院人文社会科学研究科学生によるティーチング・アシスタント（以下、TA）制度を活用している。さらに、受講生の多い授業における公正な試験の実施を担保するために、公募によって大学院人文社会科学研究科学生を試験監督補助員として採用する制度を実施している。

[3-3-①-1] TAの採用状況（数値はTAを採用した授業科目数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会学科	19	22	22
言語文化学科	3	5	4
法学科	0	0	0
経済学科	22	15	14
計	44	42	40

[3-3-①-2] TAの採用状況(数値は試験監督補助を採用した授業科目数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会学科	5	4	5
言語文化学科	0	0	0
法学科	29	33	25
経済学科	46	47	35
計	80	84	65

【分析結果とその根拠理由】

本学部の教育課程を展開するために必要な事務職員は適切に配置されていると判断する。またTA等の教育補助者としての活用が十分図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

[学士課程]

- ・教員組織の活動を活性化するため、女性教員の採用や外国人教員または外国の大学等で学位を取得した教員の採用にも積極的に取り組んでいる。その結果、女性教員比率は25%、外国人教員または外国の大学等で学位を取得した教員比率は15.6%と、いずれも静岡大学が第3期中期計画中に設定した目標(女性教員比率16%、外国人教員または外国の大学等で学位を取得した教員比率13%)をはるかに超えている。

[大学院課程]

- ・新たに大学院の授業を担当する教員については、研究科が策定した「申し合わせ」に基づき、審査委員会が設けられ、審議の上、その結果が研究科教授会に報告される。研究科教授会では、その報告に基づいて審議を行ない、投票によって決定される。このように大学院の担当教員は、厳正な審査の過程を経て決定される。

【改善を要する点】

[学士課程]

- ・教育活動を展開するため、現在のところ、技術職員等の教育支援者を活用していない。しかし、例えば、考古学の実習等においては、静岡キャンパスの技術職員に關与していただく可能性を検討することが望ましい。

[大学院課程]

- ・大学院において、とりわけ留学生が修士論文を作成するにあたっては、指導教員以外にも論文作成の支援やアドバイスを担う人材が必要とされる。そのような任務をどのような人が担うのか、検討が必要になっている。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

[4-1] 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

[学士課程]

【観点到係る状況】

人文社会科学部は、全学共通のアドミッション・ポリシー（求める学生像）（以下、「AP」という。）に基づき、学部独自のAPを、静岡大学のホームページや「一般入試学生募集要項」等で公表している。

[参照]

資料編4-1-①A	人文社会科学部アドミッション・ポリシー
-----------	---------------------

【分析結果とその根拠理由】

人文社会科学部のAPは、求める学生像や入学のために必要とされる学力、入学者選抜方針を具体的に示していると判断できる。

[大学院課程]

【観点到係る状況】

人文社会科学研究科では、研究科全体としてのAPに加え、各専攻において、求める学生像や入学者選抜の基本方針を定めている。APは、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学研究科修士課程学生募集案内』に掲載し、関係の各方面に配布するとともに、静岡大学人文社会科学部ウェブサイトの学科・研究科案内のページでも公開している。また、毎年6月に開催している人文社会科学研究科説明会でも説明している。

[参照]

資料編4-1-①B	人文社会科学研究科のアドミッション・ポリシー
-----------	------------------------

【分析結果とその根拠理由】

本研究科では、APを上記のように明確に定めており、様々な媒体を通じて、広く公表している。

観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

[学士課程]

【観点到係る状況】

人文社会科学部で実施している入学者選抜方法は、次の表にあるように、大きく分けて一般選抜と特別選抜がある。一般選抜では、募集人員を分割して「前期日程」と「後期日程」で実施するという分離分割方式を採用し

ている。一方、特別選抜には、昼間コースおよび法学科と経済学科の夜間主コースで実施している「推薦入試」（いずれも大学入試センター試験を課す）、法学科と経済学科の夜間主コースにおける社会人特別選抜、経済学科の昼間コースのA0入試、私費外国人留学生特別選抜（全学科の昼間コース）がある。

[4-1-②-1] 人文社会科学部入学者選抜方法

		昼間	夜間
一般選抜	前期日程試験	○	
	後期日程試験	○	
特別選抜	推薦入試	○	○
	AO入試〔専門学校卒〕（経済学科のみ）	○	
	私費外国人留学生入試	○	
	社会人入試		○

注) 編入学試験を除く。

人文社会科学部の4学科の入学者選抜方法とそれぞれの入学定員は、次の通りである（2018年度）。

[4-1-②-2] 人文社会科学部各学科の入学者選抜方法

<昼間コース>

○一般選抜と推薦入試

学 科		定員	大学入試センター試験	個別学力検査
社会学科	前期	40	6教科7科目または5教科7科目	国語, 英語
	後期	8	3教科3科目	小論文
	推薦	10	3教科3科目	面接
言語文化学科	前期	45	6教科6科目または5教科7科目	国語, 英語
	後期	12	3教科3科目	小論文
	推薦	10	3教科3科目	面接
法学科	前期	53	6教科7科目または5教科7科目	国語, 英語
	後期	18	3教科3科目または2教科3科目	小論文
	推薦	14	3教科3科目	—
経済学科	前期	95	6教科7科目または5教科7科目	国語, 英語
	後期	15	5教科6科目	小論文
	推薦	25	3教科3科目	—

○私費外国人特別選抜・編入学試験・AO入試（経済学科のみ）

	学 科	定員	選抜方法
私費外国人特別選抜	社会学科	2	小論文（言語文化学科以外は英文読解を含む）と面接
	言語文化学科	3	
	法学科	若干名	
	経済学科	4	
編入学試験	社会学科	若干名	各学科・各コースなどによって異なる。
	言語文化学科	若干名	
	法学科	2	
	経済学科	若干名	
AO入試	経済学科	6	講義に基づく論述試験と事前提出のレポートによる面接

○各学科の入学定員

社会学科	60名
言語文化学科	70名
法学科	85名
経済学科	145名

<夜間主コース>（法学科・経済学科のみ）

	学 科	定員	選抜方法
推薦	法学科	20	大学入試センター試験（3教科3科目または2教科3科目）のみ
	経済学科	15	大学入試センター試験（3教科3科目）のみ

社会人特別選抜	学 科	定員	選抜方法
第1期	法学科	10	小論文と面接
	経済学科	8	
第2期	経済学科	7	

[出典]

一般	http://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/pdf/31_yoko_ippan.pdf
推薦	http://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/pdf/31_yoko_suisen.pdf
私費外国人	http://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/pdf/31_yoko_ryugaku.pdf
編入学	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/H31_hennyu_merged.pdf
AO入試	http://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/pdf/yoko_ao.pdf
夜間主コース・社会人特別選抜	http://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/pdf/31_yoko_shakai.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上の表にまとめたように、本学部は、APの【育てる人間像】に沿って、多様な入学者選抜方法を実施し、それぞれの学科の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ学生をバランスよく受け入れているといえる。一般選抜では、センター試験と個別学力検査を課すことにより、APの【大学入試までに身につけておくべき教科・科目等】において打ち出している「論理的な思考力、文章の読解力、自分の意見を適切に伝える表現力、他者との円滑な意思疎通を図るコミュニケーション能力」を適正に評価している。また、特別選抜では、学力検査のみならず、作文や面接を課すなど、APの【入学を期待する学生像】に沿った選抜方法を適切に実施している。いずれの選抜方法においても、APに沿った適切な学生の受入方法が採用され、実質的に機能していると分析できる。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

APに従って、各専攻が、それぞれの学習経験及び社会経験に応じて学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定する下記のような入学試験を実施している。

[4-1-②-3] 人文社会科学研究科の入学者選抜方法

	臨床人間科学	比較地域文化	経 済
一般選抜（4月期入学・前期）	○	○	○
社会人特別選抜（4月期入学・前期）	○	○	○
外国人留学生特別選抜（4月期入学・前期）		○	○
外国人留学生指定校推薦入試（10月期入学）			○
一般選抜（4月期入学・後期）		○	○
社会人特別選抜（4月期入学・後期）		○	○
外国人留学生特別選抜（4月期入学・後期）		○	○
学内推薦入試	○		
外国人留学生特別選抜（10月期入学）			○

注）専攻においてその選抜方法が実施されない研究指導分野が一部ある。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、APに沿って、各専攻の特性を活かした選抜方法を実施することによって、当該専攻の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。実際、これらの入試の結果、入学してくる学生には社会人・留学生も多く、多様なニーズに対応しているといえる。したがって、APに沿った適切な学生の受入方法が採用されていると評価できる。

観点 4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

入学者選抜の実施に当たっては、問題作成、問題冊子と解答用紙等の袋入れ、試験監督、採点、集計に至る作

業過程において常に複数の教員を配置し、作業ミスがないようダブル・チェック体制をとっている。

入学試験当日は学部長、入試委員長のもとに実施本部を設置し、一元的な実施体制をとっている。

合格者判定については、教授会の委任を受けて、合否判定会議（学部長主宰）がこれを行ない、その結果を教授会に報告している（人文社会科学部教授会規則、合否判定会議の運営に関する内規（平成 27 年 11 月 12 日教授会））。

【分析結果とその根拠理由】

本学部の入学者選抜システムにおいて、意思決定のプロセスやその実施過程における責任の所在およびチェック体制は明確である。このような実施体制により、合否判定に至るまでの入学者選抜は、適切かつ公正に実施されていると評価することができる。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

全学の大学院委員会の方針に沿って、人文社会科学研究科学務委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの事項を審議・決定している。各専攻の学務委員が企画立案者となってそれらの事項を専攻会議に諮り、決定事項を学務委員会に報告し、フィードバックするシステムとなっている。その結果は研究科教授会に報告され、承認を受ける。

入学試験の合格者の選考については、「静岡大学大学院人文社会科学研究科入学試験合否判定会議要項」（平成 25 年 9 月 12 日）に従って、合否判定会議（研究科長主宰）がこれを行ない、議決した事項を人文社会科学研究科教授会に報告している。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の入学者選抜システムにおいて、意思決定のプロセスやその実施過程における責任の所在は明確である。このような実施体制により、合否判定に至るまでの入学者選抜は、適切かつ公正に実施されている。

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行なわれているかどうかを検証するための取組が行なわれており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

静岡大学では、全学入試センターが年度ごとに入学試験実施状況、入試成績結果等の重要項目について調査・分析を行ない、その結果を『入学者選抜方法研究部会報告書』等の冊子にまとめて報告し、あわせて各学部に対して点検と改善を促す仕組みをとっている。

人文社会科学部では、学科ごとに入試委員を中心とする複数メンバーによって入学者選抜方法に関する問題点を恒常的に検討する態勢をとっている。検討に必要な情報の収集・分析は主にここで行なわれる。更に、学部全体にわたる問題点については、入試委員会で検討する態勢をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上述べたところから、学生の受入に関する問題を検証する態勢は明確に確立されており、そこでの検証結果

は大小によらず選抜方法の改善に役立てられていると評価することができる。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

各専攻においては、学務委員が入試状況と合格者を報告し、それに基づいて入学者選抜方法に関して検討しており、改善の必要が認められた場合は早急にその取り組みがなされる体制が整っている。その具体的取り組みとして、経済専攻において募集要項に各専門科目の「出題範囲」と「参考となる図書」を明記したこと（平成 28 年度入試）や 10 月期入学制度とそれに関する特別入試（平成 30 年度入試）を導入したこと、また、臨床人間科学専攻では学内推薦入試（平成 30 年度入試）を導入したことがあげられる。

【分析結果とその根拠理由】

AP に沿った学生を受け入れているかどうかを検証するための取り組みが行なわれており、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。

[4-2] 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行なわれるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

本学部の定員充足率は約 100～104%で推移しており、入学定員を大幅に超えたり、下回ることはない。過去 4 年間の各学科別の入学定員及び実入学者数は、下の表の通りである。

本学部では、毎年度入試終了後、各学科において入試検討ワーキングを組織し、入試状況について検証を行なうことによって、入学定員と実入学者数との関係の適正化を実践している。

[4-2-①-1] 学科別入学定員及び実入学者数の推移

学科・課程	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者
[昼間コース]								
社会学科	75	76	60	64	60	70	60	60
言語文化学科	75	79	70	73	70	70	70	71
法学科	90	101	85	89	85	86	85	87
経済学科	170	176	145	150	145	149	145	156
小計	410	432	360	376	360	375	360	374
[夜間主コース]								
法学科	30	20	30	33	30	31	30	32
経済学科	30	20	30	24	30	30	30	32
小計	60	40	60	57	60	61	60	64
合計	470	472	420	433	420	436	420	438
定員充足率 (%)		100.4		103.1		103.8		104.3

【分析結果とその根拠理由】

入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、かつ定員も充足していることから、実入学者数と入学定員の関係は適正と評価することができる。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

本研究科では、下記の表のように、定員充足率の変動幅が大きく、かつ定員が充足できない年度が頻発している。このような状況をうけて、平成 30 年度から静岡県内の他大学を中心に入試説明会および入試日程の広報活動の強化（ポスター作製・配布）に取り組んでいる。

[4-2-①-2] 人文社会科学研究科の入学定員・入学者の推移

専攻名	年度	入学定員	入学者数	定員充足率(%)
臨床人間科学	H26	11	11	100
	H27	11	12	109
	H28	11	9	82
	H29	11	8	73
	H30	11	9	82
比較地域文化	H26	10	11	110
	H27	10	15	150
	H28	10	6	60
	H29	10	4	40
	H30	10	8	82
経 済	H26	15	13	87
	H27	15	13	87
	H28	15	16	107
	H29	15	14	93
	H30	15	15	100
合 計	H26	36	35	97
	H27	36	40	111
	H28	36	31	86
	H29	36	26	72
	H30	36	32	89

【分析結果とその根拠理由】

本研究科では、入学者数が入学定員を下回る傾向がみられており、改善を要すると判断する。平成 30 年度入試から、臨床人間科学専攻において後期入試で学内推薦入試を、また、経済専攻では外国人留学生指定校推薦入試（10 月期入学）や外国人留学生特別選抜（10 月期入学）といった、入試制度の改善や新制度を導入したことにより、充足率が改善しつつあるが（平成 31 年度入試において外国人留学生指定校推薦入試で 1 名が志願した）、専攻間のばらつきが依然として見られる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

[学士課程]

- APの「入学を期待する学生像」あるいは「大学入試までに身につけておくべき教科・科目等」で述べられているように、人文社会科学領域に対する学習意欲と、基礎学力を有するかどうかを図るために、一般入試や特別入試など、様々な選抜方法を実施している。
- 一般入試においては、センター試験の科目を偏向なく指定し、更に個別学力検査や特別入試においては、それぞれの学科の特色に合わせた選抜方法を採用するなど、基礎学力の普遍性と四学科それぞれの個性をバランスよく問う入学者選抜を行なっている。

[大学院課程]

- 一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜といった多様な入学試験を実施して、入学希望者の要望に応えている。
- 受験生の研究目的に応じた多様な専門科目による学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定している。

【改善を要する点】

[学士課程]

- とくに改善を要する点は認められない。

[大学院課程]

- APに従っていくつかの選抜試験が導入されたが、その効果が即応しているとはいえない状況である。新しい入試制度を導入してから日が浅く十分な周知ができていないとも考えられるため、広報活動を充実させる必要がある。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

[5-1] 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。

観点5-1-①： 教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか。

【観点到係る状況】

各学科の「教育課程の編成・実施の方針」(平成24年度制定, 28年度改正)は、学部全体の「教育課程編成・実施の方針」(平成24年度制定, 28年度改正)を基礎に、「学位授与の方針」と整合性をもって定められており、『学生便覧 2018(平成30)年度版』(以下『学生便覧』)及び静岡大学ホームページにおいて公開されている。教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針は、「教育の質保証ガイドライン」として平成30年度に定めた。なお、本学部では学科によって授与する学位名称が異なるため、以上について学科ごとに定めている。

[5-1-①] 本学部において取得可能な学位

学科名	社会学科	言語文化学科	法学科	経済学科
学位	学士(社会学)	学士(文学)	学士(法学)	学士(経済学)

[参照]

資料編5-1-①A	学位授与方針と教育課程編成・実施の方針の対応(『学生便覧』pp. 5-10)
	・人文社会科学部/4学科の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」 ・人文社会科学部/4学科の「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」
資料編5-1-①B	4学科の「教育の質保証ガイドライン」

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、適切に示されていると判断する。

[5-2] 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点5-2-①： 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学部は、静岡大学が定める「教育課程の編成・実施の方針」及び「人文社会科学部学術憲章」に従い、資料の通り、学科ごとに「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」を定め、『学生便覧』及び静岡大

学ホームページにおいて公開している。

[参照]

資料編 5-2-①	「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」
-----------	-----------------------------

[出典]

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」	『学生便覧』 pp. 8-10
-----------------------------	-----------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、明確に定められていると判断する。

観点 5-2-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学部は、「人文社会科学部学術憲章」に基づき、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、総合的理解力と実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的としてきた。1，2年次には主に教養科目（全科目の19.4～22.6%）を履修し，2，3年次と進むにしたがい，専門科目が増える4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成されている。また，「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき，各学科の学位プログラムの特性に配慮して科目毎の重みづけを示したカリキュラム・マップを作成した。さらに，履修プロセスを学生に対して可視化する工夫として，カリキュラム・ツリー，科目ナンバリングを導入し，学生が履修科目を選択する際などに活用すべく，公表している。

[5-2-②] 卒業に必要な取得単位数と内訳（ABP 留学生コース除く）＊詳細な内訳は出典を参照。

学科	教養科目	専門科目	自由科目	卒業要件単位数
社会学科	28 単位 (22.6%)	76 単位	20 単位	124 単位
言語文化学科	28 単位 (22.6%)	72 単位	24 単位	124 単位
法学科	28 単位 (22.6%)	70 単位	26 単位	124 単位
法学科（夜間主）	24 単位 (19.4%)	66 単位	34 単位	124 単位
経済学科	28 単位 (22.6%)	78 単位	18 単位	124 単位
経済学科（夜間主）	24 単位 (19.4%)	66 単位	34 単位	124 単位

[参照]

資料編 5-2-②A	履修プロセスの周知，及び可視化の工夫
資料編 5-2-②B	4学科のカリキュラム・ツリー

[出典]

卒業所要単位（ABP 留学生コースを除く）	『学生便覧』 p. 61
静岡大学人文社会科学部学術憲章	『学生便覧』 pp. 3-5

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、文系総合学部としての特色を生かした4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成されると共に、科目配置の特性化と履修プロセスの可視化の工夫も実施され、教育目的を達成するための教育が実現されている。

観点5-2-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育課程編成または授業科目内容において次のような取り組み等を行なっている。

- 1) 他学科・学部の履修科目を自由科目として卒業単位（18～26単位、夜間主は34単位）に認定している。
- 2) 静岡県立大学等、他大学との単位互換を実施し、一定数の学生に活用されている。
- 3) 放送大学での学修単位の認定、入学前の既修得単位等の認定を実施している。
- 4) キャリア授業・インターシップ授業を開講している。
- 5) 地域社会の実務家等の協力を得た授業を、学部共通専門科目や学科専門科目として開講している。企業等との協力・提携講座としては、静岡経済同友会との「地域社会と企業活動」、静岡県中小企業家同友会との「企業経済特論」、静岡新聞との「地域社会と新聞」（31年度開講）、毎日新聞との「地域メディア論Ⅰ・Ⅱ」、そのほか「公認心理師の職責」（31年度開講）、「図書館概論」「公務労働の世界」等がある。
- 6) 資格取得に必要な講義を開講し、毎年、教員免許状や学芸員資格を取得する者がいる。
- 7) 社会人など多様な学生のために社会人特別選抜を含む3年次編入学制度を実施しているほか、法学科と経済学科においては夜間主コースを設置し、社会人教育に寄与している。
- 8) 社会人を含む多様な学生の受講制度として研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生制度、及び社会人学生を対象とした、長期履修制度（職業を有する等の事情により通常修業年限を超えて在学しなければならない者を対象とした制度）を実施している。
- 9) 多様な学生の学修ニーズに対応するための転学部・転学科制度、9月卒業制度を実施している。
- 10) 海外の大学との単位互換・交換留学制度を実施しているほか、海外において修める教育プログラムのうち学内の審査手続きを得たものについて単位認定する「海外研修」を促進している。
- 11) 多様な学生の学修ニーズに対応するため「副専攻プログラム」を実施している。副専攻プログラムとは、所属する学科の授業科目にとどまらず、自身の専攻以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度で、「アジア・ブリッジ・プログラム（ABP）副専攻」「地域づくり副専攻」「国際日本学副専攻」の3つの副専攻がある。

なお、学生に対する授業アンケートからは、本学部開講の授業全般に対して肯定的であることが読み取れる。

[参照]

資料編5-2-③1	1) 他学部等における修得単位の認定状況
資料編5-2-③2A	2) 他大学等における修得単位の認定状況（単位互換制度、放送大学を除く）
資料編5-2-③2B	2) 他大学等における修得単位の認定状況（単位互換制度なし、入学後）
資料編5-2-③3A	3) 放送大学における修得単位の認定状況（単位互換制度あり、入学後）
資料編5-2-③3B	3) 入学前既修得単位認定実績（3年次編入以外）

資料編 5-2-③4	4) インターンシップの参加学生数と行き先
資料編 5-2-③5	5) 主なキャリア形成関連科目 (30 年度実績)
資料編 5-2-③6 A	6) 教員免許, 学芸員資格取得実績
資料編 5-2-③6 B	6) 社会調査士資格取得実績
資料編 5-2-③7	7) 編入学実績
資料編 5-2-③8 A	8) 研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生制度
資料編 5-2-③8 B	8) 長期履修実績
資料編 5-2-③9 A	9) 転学部・転学科 (学年毎) 実績
資料編 5-2-③9 B	9) 9月卒業実績
資料編 5-2-③10 A	10) 大学間協定に基づく協定校への派遣学生数
資料編 5-2-③10 B	10) 海外の大学で取得した単位の認定状況
資料編 5-2-③10 C	10) 海外研修の単位認定状況
資料編 5-2-③11	11) 副専攻登録者数
資料編 5-2-③12	12) 後学期授業アンケート抜粋 (人文社会科学部)

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

[5-3] 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点 5-3-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

演習を軸として専門科目を学習段階に応じて体系的に配置するとともに、学生の学修到達度及び予復習の確保に配慮し、講義、演習、実習を配置している。また、以下の通り、学習指導上の工夫を行なっている。

- 1) 教育の双方向化や伝達経路の多元化 (授業支援システム、静大 TV などの活用) 等を実施しており、その結果、学生アンケートで双方向授業についての質問項目「教員は学生の反応を確かめながら (双方向性のある) 授業を行なう努力をしていた」に対する回答の平均値 (アンケート実施全科目の平均値) で 4.1 (満点は 5 点) と肯定的評価を得た。
- 2) 学生自身が調査し、発表や討論等を行なう演習形式の少人数授業を多く実施している。フィールドワーク型授業、討論型授業、PBL (問題解決) 型授業など様々な種類の授業を実施している。
- 3) 演習系授業の成果発表の場として、全ての学科で 12 月に研究成果発表会を開催している。さらに、各学科の優勝者・優勝ゼミ (代表者・代表ゼミ) による学部の研究成果発表会を「人文社会科学部学生研究成果発表会」として、地域に開放するかたちで開催している。また、これら少人数授業の研究成果は、『法政論集』『経済論集』『フィールドワーク実習報告書』『卒論要旨集』などの刊行物として、公表している。

[参照]

資料編 5-3-①A	学科別少人数授業の実態（カリキュラムベース）
資料編 5-3-①B	開講期別少人数教育の実態（開講ベース）
資料編 5-3-①C	教育の双方化、伝達経路の多元化の試みに対する学生評価
資料編 5-3-①D	双方向型授業・討論型授業・メディア活用授業・FW型授業・PBL型授業の事例
資料編 5-3-①E	各学科で発行している主な刊行物と学生研究成果発表会
資料編 5-3-①F	人文社会科学部学生研究成果発表会のチラシ

[出典]

「人文社会科学部学生研究成果発表会」報告書	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/gakubu-kenkyu-happyo/
-----------------------	---

【分析結果とその根拠理由】

以上の理由から、教育目的を達成できるように、講義と演習科目を適正に配置し、教育効果を高める工夫がなされているといえる。

観点 5-3-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

- 1) 前期後期いずれも 15 回の授業回数を確保している等、学習時間の確保に努めている。
- 2) 履修登録に上限を設定し（CAP 制）、予復習の学習時間を確保している。また、CAP 制は、GPA 値（総合的な成績指標値）と連動させ、履修登録の上限を制度的に明確にしている。

[参照]

資料編 5-3-②A	「平成 30 年度行事予定表」（授業回数の記載があるもの）
資料編 5-3-②B	時間外学習を促す工夫
資料編 5-3-②C	平成 28 年度修得単位数中央値

[出典]

CAP 制について（「静岡大学における履修科目の登録単位数上限に関する規則」）	『学生便覧』 pp. 79-80
---	------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の理由により、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-3-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

シラバスは Web 上に公開されており、授業履修計画の作成にあたって活用されている。授業アンケートのシラバス活用に関する項目においては、学生の満足度は 5 点満点中 4.3 点（授業アンケート全科目の平均）と肯定的評価を得た。

[参照]

資料編 5-3-③A	授業アンケートにおけるシラバス活用に関する学生の満足度
資料編 5-3-③B	シラバスの様式 (シラバスの具体例)

【分析結果とその根拠理由】

以上から、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-3-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行なわれているか。

【観点到に係る状況】

学部教務委員会が GPA、取得単位数を基準に成績不良学生を抽出し、指導教員に対してそれら学生への個別指導・状況報告を要請し、その結果を学部として保管・管理している。

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、組織的に実施していると判断する。

観点 5-3-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行なわれているか。

【観点到に係る状況】

- 1) 開講時間は平日 17:50~21:00 (土曜 14:25~17:35) とし、社会人学生等に配慮している。
- 2) 就業形態の多様化に対応して、昼間コースの履修可能単位の上限を従来の 30 単位から 60 単位に拡充した(平成 24 年度より実施)。
- 3) 夜間主コースの全学生に対して法学科・経済学科教員を指導教員として選任し、日常的な学習面を含む指導等を実施している。
- 4) 卒業に必要な単位数のうち、夜間主コースでは、昼間コースと比較して専門科目と教養科目の単位数を少なくし、自由科目の単位数を増やすことで、より自由な履修選択を可能としている。
- 5) 多様な就業形態の学生に対応するための長期履修制度を実施し、夜間主コース全体では年間約 20~25 名が利用している (資料編 5-2-③8B 参照)。

[参照]

資料編 5-3-⑤	夜間主コースの卒業必要単位
-----------	---------------

[出典]

昼間コースの履修可能単位数上限について	『学生便覧』 pp. 13-14
指導教員体制について	『学生便覧』 p. 178 ※「法（夜間）」「経済（夜間）」を参照

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、適切な指導が実施されていると判断する。

[5-4] 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点5-4-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

「人文社会科学部学術憲章」に基づき、上記の5-1-①A「学位授与方針と教育課程編成・実施の方針の対応」の通り、学位ごとに「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めて、『学生便覧』及び静岡大学ホームページで公開している。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」	『学生便覧』 pp. 5-7
-----------------------	----------------

【分析結果とその根拠理由】

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、学生が身につけるべき資質、能力の目標を示しており、明確に定められていると判断できる。

観点5-4-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

- 1) 成績評価については静岡大学学則第30条の2及び人文社会科学部規則第12条に基づき作成され、『学生便覧』に明記し、公開されている。また、「教育の質保証ガイドライン」にも定められている。
- 2) 各科目の成績評価は、期末試験、レポート課題、授業中実施の課題等、授業の特性に応じて多面的に実施しており、基準をシラバスに予め記載し、公開している。
- 3) 成績評価を学生の到達度に対応させるために、GP (Grade Point) 値を学生の成績評価として通知している。さらに、学年毎にGPAを算出し通知している。
- 4) 履修取り消し制度、成績に関する質問・疑義の手続き、試験・レポート等の保存について、組織的な対応を行なっている。
- 5) 実際の学生の成績評価の分布は概ね適切であり、適性に評価がなされていると考えられる。ただし、成績分布を活用した成績評価の適切さについての組織的検証が今後必要である。

[参照]

資料編5-4-②A	成績評価の分布（学部）（平成29年度実績）
資料編5-4-②B	学科別成績（GPA）分布

[参考]

資料編5-1-①B	「教育の質保証ガイドライン」において成績に関して定めた箇所
静岡大学学則第30条の2	『学生便覧』 p. 88
静岡大学人文社会科学部規則第12条	『学生便覧』 p. 14
GPAについて	『学生便覧』 p. 183（16成績）

成績取消制度について	『学生便覧』 p. 186
成績問い合わせ制度	『学生便覧』 p. 183 (17 成績問い合わせ制度)

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より成績評価及び単位の認定は適切であると判断するが、成績評価の分布資料を活用したより適切な成績評価までには踏み込めていない。

観点 5-4-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

- 1) 各科目の採点基準についてシラバス等で学生に事前に開示している。
- 2) 成績評価等の客観性・厳格性を担保するためにルーブリックを試行的に導入している。
- 3) 授業アンケート「成績評価の方法と基準が明確に示されていた」に関する質問において、5点満点中で4.3の肯定的評価が得られている。
- 4) 卒業論文審査方法を別途内規において定め、『学生便覧』で公表している（卒論が選択科目の法学科を除く）。
- 5) 成績については、「成績問い合わせ制度」により、学生が異議の申し立てが出来る仕組みを制度化し、資料の通り一定程度の利用者が見られることから、仕組みが機能していると言える。

[参照]

資料編 5-4-③A	授業アンケートにおける成績評価の方法と基準の明記に関する学生満足度
資料編 5-4-③B	成績問い合わせ制度の内容と利用実績

[出典]

成績問い合わせ制度	『学生便覧』 p. 183
-----------	---------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、成績評価について組織的措置が講じられていると判断される。

観点 5-4-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

卒業の要件は静岡大学学則第 38 条に、また、人文社会科学部の各学科の卒業認定基準は「人文社会科学部規則」7 条別表 I ならびに 15 条別表 II にそれぞれ定められている。学生に対しては、毎年 4 月のガイダンスあるいは指導教員による個別指導において説明を行ない、周知が図られている。また、卒業判定会議において、出典の規則に基づき、個々の学生について卒業判定が行なわれている。

[出典]

静岡大学学則第 38 条	『学生便覧』 p. 89
人文社会科学部規則 7 条別表 I 第 15 条別表 I	『学生便覧』 pp. 16-61

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されている。また、別表における専門科目、教養科目、自由科目の単位数をみると、各学科で展開されている専門科目は専門的な知識の修得のために、また、教養科目や自由科目は幅広い教養の修得のために、それぞれ十分であり、更に、教養科目、専門科目、自由科目のバランスを考慮して配置されていることから、人文社会科学部ならびに各学科で定められている学位授与方針に沿った卒業認定基準であると判断できる。

<大学院課程>

観点 5-5-①： 教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか。

【観点に係る状況】

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（平成 24 年度制定）は資料の通り、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（平成 24 年度制定）と整合性をもって各々定められ、静岡大学ホームページ及び『人文社会科学研究科便覧』（以下『研究科便覧』）で公開している。平成 30 年度には教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を「教育の質保証ガイドライン」として定めた。

[参照]

資料編 5-5-①A	「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」の対応関係
資料編 5-5-①B	「教育の質保証ガイドライン」

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、適切に示されていると判断する。

観点 5-6-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本研究科は、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定し、静岡大学ホームページ及び『研究科便覧』において公開している。

[参照]

資料編 5-6-①	「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」
-----------	-----------------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、明確に定められていると判断する。

観点5-6-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

「別表Ⅰ」及び「別表Ⅱ」で示された教育課程の具体的な編成にあたっては、①当該専攻分野での専門的な知識及び能力の修得を目的とする授業科目のほか、②基礎的素養の涵養を目的とした「総合講義」を設け、③学位論文の作成に関する指導として各専攻分野において「特別演習」を開講し、さらに、④他専攻の授業科目の取得を「自由科目」として単位認定することで、教育課程の体系化を図っている。

[5-6-②] 取得できる学位に対応したコースと研究対象

専攻 [取得できる学位]	コース・研究指導分野	研究の対象と課題
臨床人間科学専攻 [修士 (臨床人間科学)]	臨床心理学コース ヒューマン・ケア学 コース 共生社会学コース	実践的に活動しうる高度専門職業人を養成するという観点から、臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて幅広い教養を提供すると同時に、高度な調査・研究の能力、援助実践の専門的な技能などを培っている。
比較地域文化専攻 [修士 (文学)]	哲学芸術文化論 文化人類学 歴史文化論 国際言語文化論 比較言語文化論	哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった伝統的な学問分野を組み換え、「哲学芸術文化論」「文化人類学」「歴史文化論」「国際言語文化論」「比較言語文化論」の5つの研究指導分野を設け、広範な文化現象を総合的に把握することを目指している。
経済専攻 [修士 (経済学)]	国際経営 地域公共政策	「国際経営」は国際的視野に立った企業経営戦略の分析・立案・応用能力を育成することを、「地域公共政策」は地域の産業・行政・経済生活に対する総合的判断・政策立案能力の涵養を目指している。

[出典]

「別表Ⅰ」「別表Ⅱ」	『研究科便覧』 pp. 37-46
------------	-------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本研究科の教育課程は、大学院設置基準の第11条に定められている通り、「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させ」、「当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮」して、体系的に編成されており、従って、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5-6-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

- 1) 全専攻において、大学院生の問題意識を踏まえ、研究課題の設定・資料収集・データ処理や実証・考察と結論などの学問的プロセスを着実に進めることができるように、指導教員のほか、副指導教員を置いている。
- 2) 各専門領域のカリキュラムの充実を図るとともに、複数の教員が担当する「総合講義」を開講し、専攻及び研究指導分野を超えた総合的・学際的な教育を展開している。
- 3) 有職者・社会人が入学した場合、夜間開講・土曜日開講などを活用して、社会人学生の就学を容易にするための多様な教育方法、弾力的な時間割の編成・工夫を実施している。
- 4) 職業を有する学生等に対応し、長期履修制度及び科目等履修生制度を設けている。
- 5) 外国人留学生を積極的に受け入れるため、入試においては特別選抜方式を導入している（臨床人間科学専攻を除く）。また、留学生向けの「総合講義」として、比較地域文化専攻に「日本文化事情」を開講している。
- 6) 教員の再教育及び専修免許取得の機会を提供する（同教科の一種免許状を既に取得している場合）。
- 7) 学部科目の履修、長期短期の留学の活用など、学生の多様なニーズに対応している。
- 8) 学校や職場や地域社会の中で心理的援助サービスの必要性が高まっていることを受け、臨床人間科学専攻の臨床心理学コースでは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する「臨床心理士」及び国家資格である「公認心理師」資格試験の受験資格の取得に必要な講義・演習・実習を開設している。
- 9) 本研究科を中心に運営している「こころの相談室」は、対人援助専門職業人養成のための臨床実習の場であるとともに、地域住民のこころの健康に関する相談に応じることで地域社会のニーズに応えている（観点 2-1-③、12-1-②を参照）。
- 10) 臨床人間科学専攻「共生社会学コース」及び「ヒューマン・ケア学コース」では、一定の科目を履修し、社会調査に基づく修士論文を提出した場合、「専門社会調査士」資格が取得できる研究指導プログラムが開設されている。
- 11) 経済専攻では、企業経営のグローバル化・情報化や行政需要の高度化や個性化の要請に対応して、経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力と学際的・総合的な実践的学識・素養をあわせもつ人材の養成を目指している。このような社会の要請に速やかに対応え、また学生の勉学意欲の増進を図るため、特に優れた学生に対し、早期進学を促すことを目的として、「飛び入学制度」による入試を実施する。

[参照]

資料編 5-6-③A	学部科目の履修状況、インターシップ、長期短期の留学者数
資料編 5-6-③B	取得できる教員免許状
資料編 5-6-③C	臨床人間科学専攻の臨床心理学コースの主な学外実習について (http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rinsho/education.html#3)

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、学生の多様なニーズや社会からの要請に対応した教育課程の編成が組まれていると判断するが、社会人、留学生の受け入れなどにより大学院生が一層多様化している状況にあつて、個々の大学院生のキャリアや言語能力などの多様性に個別的に対応することが求められている。

観点5-7-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到係る状況】

本研究科の修了に必要な総単位数は30単位以上であり、専攻毎に必修科目（6～10単位）、選択必修科目（10～18単位以上）、自由科目（2単位以上）の単位数の内訳は異なるが、各専攻は、教育目的・内容と教育課程に即して総合講義、講義、演習、特別演習、実習を有機的に組み合わせた授業科目を体系的に配置している。履修する授業の組み合わせについては、「別表Ⅱ」の通りである。

[参照]

資料編5-7-①	開講科目ごとの授業の性格と学習指導法等
----------	---------------------

[出典]

「別表Ⅱ」	『研究科便覧』p. 46
-------	--------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、適切であると判断する。

観点5-7-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

- 1) 前期後期でそれぞれ15回の授業回数を確保している等、学習時間の確保に努めている。
- 2) シラバスや授業で、予習・復習についての指示を与え、授業時間外の学習時間を確保している。

[参照]

資料編5-7-②	平成30年度人文社会科学部研究科行事予定表（授業回数が明記）
----------	--------------------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-7-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

シラバスはWeb上で公開されており、授業内容のほか、予習・復習の内容やオフィスアワー等について掲載している。使用しているシラバスの様式は、資料の通りである。

[参照]

資料編5-7-③	シラバスの様式 (大学院のシラバスの具体例)
----------	------------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上により、適切であると判断する。

観点5-7-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行なわれているか。

【観点に係る状況】

社会人の就学を容易にするため、夜間開講時間帯（平日夜及び土曜日）の科目の履修により2年間で修了できるように授業を開講し、また修士論文指導等については指導教員との時間調整により別途行なうなど、弾力的に編成、工夫している。

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、適切な時間割り等が設定され、適切な指導が行なわれていると判断する。

観点5-7-⑤： 大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果※）を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行なわれているか。

【観点に係る状況】

主たる研究指導教員は入学直後に決め、入学当初より個別指導が受けられる体制にしている。また、研究指導教員以外の視点や立場、さらには、別の問題意識に触れることによるメリットを期待する観点から副指導教員を設け、学生の研究テーマが固まるのを見定めてから、1年次の後期までに決めている。以上について、『研究科便覧』に明記し、公開している。

[出典]

研究指導教員の決定について	『人文社会科学研究科便覧』 pp. 2-3
---------------	-----------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上により、研究指導に対する取り組みは適切に行なわれていると判断される。

観点5-8-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

人文社会科学研究科の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を資料の通り定め、『研究科便覧』及び静岡大学ホームページにおいて公開している。

[参照]

資料編 5-8-①	「人文社会科学研究科の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)」
-----------	---------------------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、明確に定められている。

観点 5-8-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準は、静岡大学大学院規則において明確に定められ、静岡大学ホームページにおいて公開されている。また、科目毎の成績評価基準はシラバスに記載され、学生に公開、周知されている。評価、単位認定にあたっては期末試験だけではなく、レポート課題、発表内容、課題提出物等、授業の特性に応じ、多面的に実施している。

[出典] 成績評価基準について

単位の認定（5段階評価であること等）：静岡大学大学院規則第 19 条及び第 20 条	『研究科便覧』 p. 21
成績評価基準等の明示：静岡大学大学院規則第 9 条の 3	『研究科便覧』 p. 35
単位修得の認定等：静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第 10 条	『研究科便覧』 p. 35

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、適切であると判断する。

観点 5-8-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

各科目の成績評価の基準は、シラバスにおいて事前に学生に通知し、成績について疑問がある場合は、学生は担当教員に説明を求める手続きを制度化している。

[出典]

成績評価にかかわる疑義申立てについて	『研究科便覧』 p. 3
--------------------	--------------

【分析結果とその根拠理由】

以上の点より、組織的な措置が適切に講じられていると判断する。

観点5-8-④： 大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

1) 審査基準について

審査基準については、平成27年4月に改訂し、『研究科便覧』に定め、公開している。改訂の狙いは3専攻に共通する事項と、各専攻で求められる事項を具体的に明示することである。

2) 審査体制について

審査体制については、『研究科便覧』に定め、公開している。審査は、指導教員（主査）及び副指導教員（副査）に加え同じ履修指導分野または他分野からの教員1名以上の計3名以上で査読・口頭試問・評価を行ない、研究科教授会で承認する。教授会で承認された修士論文は、各専攻で取り纏め、要旨集として公開している。

3) 修了認定について

課程修了の認定は、所定の単位を修得し、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について、研究科教授会の議を経てなされる。

[出典]

静岡大学人文社会科学研究科（修士課程）修士論文審査基準	『研究科便覧』 p. 55
人文社会科学研究科学位論文審査及び最終試験に関する要項	『研究科便覧』 p. 50
人文社会科学研究科学位論文作成要領	『研究科便覧』 p. 57

【分析結果とその根拠理由】

以上により、適切に実施されていると判断する。

観点5-9-①： 学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか。また、特別な支援を行なうことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援が実施されているか。

【観点に係る状況】

各専攻において年度当初にガイダンスを実施している。特に臨床人間学専攻では臨床心理士にかかわる科目履修の必要性からコース別ガイダンスを実施している。また、経済専攻では卒業論文作成経験のない、主として留学生を対象とした「論文の書き方」講座（4回）を入学当初に行っている。その他、留学生の勉学・生活上のサポートを行なうためのチューターも用意している。

[出典]

資料編7-2-①E	4月の履修ガイダンスの案内
資料編7-2-①F	専攻別の履修ガイダンスの資料（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

各専攻の特徴及び状況に応じたガイダンス並びに学習支援が実施されていると判断できるが、入学者の多様化に応じた個別的な取り組みが一層求められる。

観点 5-10-①： 教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか。また、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか。

【観点到に係る状況】

成績評価基準、その周知方法、単位認定については、教育課程方針に基づいて、観点 5-8-②、観点 5-8-③、観点 5-7-③の通り実施しており、研究指導及び修士論文審査については、観点 5-8-④の通りである。また、評価基準に基づく審査結果については、審査委員会が、学位論文の審査結果(600 字程度の要旨を含む)及び最終試験の結果を作成した上で、研究科教授会で報告し、研究科教授会構成員全員が記載内容を確認して、修士論文としての適格性についての可否の判断の審議を行なっている。さらに、「静岡大学人文社会科学研究科(修士課程) 修士論文審査基準」の「4 修士論文の要旨集を作成し、広く公開する」に従って、毎年要旨集を作成しており、入学者に配布するなど、広く公開し、学生の研究・修士論文の執筆などに活用されている。

成績評価の適切性を保障するために GPA 制度を導入し、ホームページ上でその意義や仕組み等について詳述している。その他、履修取り消し制度、成績に対する質問・疑義の手続き、試験・レポート等の保存について、資料の通り、組織的な対応を行なっている。

[参照]

資料編 5-10-①	厳格かつ客観的な成績評価を実施するための組織的取り組みについて (GAP 制度の導入、履修取消制度、成績に対する質問・疑義の手続き、試験等の保存)
------------	--

[出典]

評価基準に基づく審査結果に関する規則：「人文社会科学研究科学位論文審査及び最終試験に関する要綱審査」の「(審査結果及び成績の報告) 第 5 条」	『研究科便覧』 p. 50
要旨集の公開についての規則：「静岡大学人文社会科学研究科(修士課程) 修士論文審査基準」の「I」の「4」	『研究科便覧』 p. 55
成績評価にかかる疑義申し立てについて	『研究科便覧』 p. 3

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の適正化は組織的に確立されており、有効に活用されているが、成績評価の分布資料を活用したより適切な成績評価の手続き方法までには踏み込めていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

[学士課程]

- 各学科の学生研究成果発表会に加えて、社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科の4学科合同の発表会を実施することで、多角的に物事を考える教育を実現している。
- 文系総合学部であることから、他学科の学科専門科目の履修を自由単位として認定したり、学部共通専門科目などを設定して他の学科の履修を一定程度促したりし、総合的・多角的な学びの機会を設けている。
- 法学科と経済学科が夜間主コースを設置し、社会人教育に寄与している。
- 近年、地域人材を活用したキャリア教育を積極的に行ない、学生の地域に対する課題意識の涵養に努めている。
- 数多くの少人数授業を展開し、研究成果発表会で公表したり、刊行物を発行したりするなど、学生の主体的な学びを実現している。

[大学院課程]

- 指導教員のほか副指導教員を置くことで、充実した教育環境を実現している。
- 社会人に配慮した授業編成を実施するなど、社会人教育に寄与している。

【改善を要する点】

[学士課程]

- 成績評価については組織的に定められ、各科目においても適切な対応がとられているが、GPAや成績評価の分布などを活用し、成績評価の適切さについて事後の検証を行ない、成績評価にフィードバックする試み等は今後改善すべき点としてあげられる。

[大学院課程]

- 学士課程と同様、成績評価については組織的に定められ、適切な対応がとられているが、成績評価に関する事後の検証が改善すべき点としてあげられる。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

[学士課程]

【観点到る状況】

ア) 単位修得状況

昼間コースでは、3年次までに115単位前後を修得し、4年次の卒業研究等をあわせて卒業要件124単位を満たしている。3年次までは半期ベースで20単位（10科目）の履修であり、余裕を持った学習が可能である。どの学科も、学年平均でGPA値は概ね2.0を上回っている。夜間主コースでは、4年次には修得単位数が若干少なくなるものの、各年次30単位前後を修得している。成績評価という面では、夜間主の平均GPA値はやや低い傾向にあるが、1.0を切ることはない。なお、学部全体として4年次生においてGPA値は若干下がる傾向が見られるが、これは留年者等を含むことによる。

[参照]

資料編5-3-②C	平成28年度修得単位数中央値
資料編5-4-②B	学科別成績（GPA）分布

イ) 進級制度は、社会学科（3年次から4年次）と経済学科（2年次から3年次）に設けられている。両学科とも概ね90%前後の進級率である。

[参照]

資料編6-1-①A	進級実績率
-----------	-------

[参考]

進級基準に関する内規	『学生便覧』（社会学科 pp. 141-2；経済学科 pp. 145-6）
------------	---------------------------------------

ウ) 卒業・留年・休退学・除籍等の状況

・卒業の状況

昼間コースにおける標準修業年限での卒業率は、言語文化学科を除き、80%前後で推移している。言語文化学科については、後述の留年理由調査によって明らかのように、留学等のいわば積極的な理由による留年が卒業率を押し下げている。事実、標準修業年限×1.5で卒業した割合をみると、どの学科も卒業率は90%を超えている。他方、夜間主コースでは標準修業年限で卒業する学生の割合が昼間コースに比べて低いが、これは有職者を対象としたコースであることに起因する。

[参照]

資料編 6-1-①B	入学年度別標準修業年限内卒業率
------------	-----------------

・留年の状況

平成 28 年度及び平成 29 年度において留年理由の全数調査を行なった。注目されるのは、言語文化学科においては留学や就職活動のためという理由での留年者が 70%を占めていることである。

[参照]

資料編 6-1-①C	留年の状況（平成 21～25 年度入学者）
------------	-----------------------

・休退学並びに除籍の状況

休学の理由としては留学が最も多い。留学以外では、昼間コースは就職活動、夜間主コースは仕事の都合というケースが多い。退学理由としては他大学入学等及び進路変更が多く、学科等による偏りは見られない。除籍は全体では平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で、死亡 5 名、入学料未納 1 名、授業料未納 19 名であった。死亡除籍（自殺 3 件、交通事故 2 件）については、学部としての対応を模索している。なお、平成 29 年度以降は学生の自殺は報告されていない。

[参照]

資料編 6-1-①D	休学の状況（平成 24～28 年度）
資料編 6-1-①E	退学の状況（平成 24～28 年度）

エ) 資格取得状況

毎年、教員免許状を 30 名弱、学芸員資格を 15 名程度、社会調査士資格を 10 名強が取得しており、希望者は履修指導に沿って所定の単位を修得すれば、資格が取得できるようになっている。

[参照]

資料編 5-2-③6A	教員免許，学芸員資格取得実績資料
資料編 5-2-③6B	社会調査士資格取得実績資料

オ) 学生研究発表会

観点 5-3-①において述べたとおり、全ての学科で研究成果発表会を開催し、さらに学部として各学科の最優秀者（代表者）・優勝ゼミによる「人文社会科学部学生研究成果発表会」を開催し、学生が身に付けるべき知識・技能・態度を直に確認している。

[参照]

資料編 5-3-①F	人文社会科学部学生研究成果発表会のチラシ
------------	----------------------

カ) 学生の受賞状況

ほぼ毎年、教育の内容に密接に関連した領域において学生の受賞がある。

[参照]

資料編 6-1-①F	学生の受賞状況
------------	---------

【分析結果とその根拠理由】

進級実績，入学年度別卒業率，留年理由調査，資格取得を希望する者の取得数等の点から，各学年及び卒業時において学生が身につける学力・資質・能力において，学習成果は上がっていると判断する。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

キ) 単位修得の状況

1年次に要修得単位数の過半を修得しているが，これは学生たちが2年次を修士論文のための調査や研究の期間と位置づけている傾向があるためである。なお，臨床人間科学専攻では平均修得単位数がやや多いが，これは臨床心理士の資格の取得を目指す学生が一定数在籍していることによる。

[参照]

資料編 6-1-①G	単位修得状況（大学院課程）
------------	---------------

ク) 学位取得状況

直近の2年度の入学者については学位取得の割合がやや低めであるが，これは長期履修制度の利用によるためである。それ以前の入学者については，同制度の利用者も修了対象となり，学位取得率は85～92%である。

また，学位論文の内容については，学位論文審査の5つの判定項目のうち，A判定・B判定はどちらも約2.0であり，学位論文としての水準が保たれている。D判定の存在は残念であるが，これは厳正な評価が行なわれていることの証左でもある。

[参照]

資料編 6-1-①H	学位取得状況
資料編 6-1-①I	学位論文審査採点結果（平成30年度）

ケ) 資格取得の状況

臨床人間科学専攻臨床心理学コースのカリキュラムは臨床心理士資格に適合しており，同資格の志望者はほぼ全員が資格試験に合格し，地域の心理士として活躍している。他方，教員免許については，第3期中期計画に入り，免許取得者が減少している。他方，後述の修了後の進路に見るとおり，毎年教員採用志望者は在籍している。このような状況を踏まえ，教職志望者や現職教員のためのリカレント教育を視野に入れ，学部長裁量経費を使用して歴史教育に関する高大連携「地歴教員養成講座」を展開している。

[参照]

資料編 6-1-①J	臨床心理士等資格取得状況
資料編 6-1-①K	教員免許状取得状況

コ) 学生による学会等の報告

実力のある学生には学会等での活動を奨励・指導しており、学長表彰もされる等、活発に行なわれている。

[参照]

資料編 6-1-①L	学生による学会発表等
------------	------------

【分析結果とその根拠理由】

学生の単位修得及び学位取得状況、資格取得状況は良好であり、修了生は高度職業人として必要とされる専門的・学際的な知識と技能を習得している。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からのアンケートの結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

静岡大学「学びの実態調査」（平成 30 年度）によれば、学習の達成度は、年次が上がるにつれて「大きく増えた」という率が上昇している。4 年次は、どの学科においても、知識や技能について概ね 80%以上が肯定的な回答をしている。異文化や社会問題に係る項目や外国語運用能力等については、学科の特徴を示す回答が現われている。また、学習の満足度についても、年次が上がるにつれて「大きく増えた」という回答が上昇している。

加えて、平成 28 年度からは卒業時アンケートとして、各学科の学位授与方針の項目（DP 値）に係る学習成果等の調査を行なった。昼間コースにおいては、両年度ともに概ね学習成果が上がっていると評価している。他方で、夜間主には年度によるばらつきが見られる。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 （平成 30 年度実施）（学内 限定アクセス）	https://wpp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/
	「入学した時点と比べて、あなたの能力や知識はどのように変化しましたか」 (p. 4)

[参照]

資料編 6-1-②A	卒業時アンケートによる DP 達成度の分析
------------	-----------------------

【分析結果とその根拠理由】

「学びの実態調査」や卒業時アンケートの結果から、学習成果が上がっていると判断する。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

静岡大学「学びの実態調査」（平成30年度）によれば、学習の達成度は高い数値を示している。なお、臨床人間科学専攻に関しては、2年次のいくつかの項目について「入学時と比べて大きく減った」という回答が一定数見られるが、これは同専攻の回答母数が5～7名であることで見かけ上数字が大きく振れるためである。他方、授業の質の満足度については、すべての専攻で80%以上である。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 （平成30年度実施）（学内限定アクセス）	https://www.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/ 「入学した時点と比べて、あなたの能力や知識はどのように変化しましたか」 (p. 4)
---------------------------------------	--

【分析結果とその根拠理由】

「学びの実態調査」や修了時アンケートの結果から、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

本学部学生の卒業後の進路について、近年は進学を選択する者は3～4%に過ぎず、多くが就職を選択する。就職率は、夜間主コースについては75%程度、学部全体として90%以上を維持している。就職先の特徴としては公務員（約30%）が多く、平成30年度は148名が採用されている。公務員採用に関して静岡大学は上位にランキングされているが、約半数は本学部の卒業生によるものである。

[参照]

資料編6-2-①A	進路状況（学士課程）
資料編6-2-①B	公務員採用に関する静岡大学のランキング

【分析結果とその根拠理由】

卒業後の進路の状況等の実績から、地域への貢献をミッションとする学部として、十分な学習成果が上がっていると判断する。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

本研究科の修了後の進路については、定員が少数であるため年度によって就職率が大きく揺れ動くことがあるが、全体としては順調に推移している。就職先に関しても、例えば、臨床心理学コースでは、資格取得状況において示したとおり、その多くが心理専門職に就いている。なお、進路状況の「その他」が相当数あるが、これは有職者を含む社会人学生や留学生等の、国内での就職を希望しない学生を指している。

[参照]

資料編6-2-①C	進路状況(大学院課程)
-----------	-------------

【分析結果とその根拠理由】

修了後の進路の状況等の実績から、社会的要請に合致した学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-②： 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からのアンケートの結果から判断して、学習成果が上がっているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

卒業生アンケートでは、「専門分野に関する知識・技能」「幅広い教養と基礎学力」の満足度は85%を超えており、身につけているという実感も極めて高い。しかし、「英語の能力」に関しては40%前後が不満を示し、身につけなかったという回答も、言語文化学科を除けば、相当に高い。他方、就職先企業アンケートにおいては90%以上が満足と回答している。なお、「プレゼンテーション能力」「ITC活用能力」「国際的視野」に関しては、卒業生でも就職先企業でも、学科により違いが見られた。

[参考]

卒業生・修了生・就職先企業等アンケート結果	https://www.shizuoka.ac.jp/outline/index_stu_30.html
-----------------------	---

【分析結果とその根拠理由】

卒業生及び就職先企業等のアンケートの結果からは、一部能力等に関して不満が示されているが、概ね学習成果が上がっていると判断する。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

修了生アンケートでは、「専門分野に関する知識・技能」「高度な専門知識と研究能力」については極めて高い満足度が示され、身につけているという実感も極めて高い。また、「高度な専門知識と研究能力」「専門的職業人に必要な高い能力」についてはすべての専攻で、役に立っているという回答が100%である。他方、就職先企業アンケートにおいては特に問題となる項目はなく、採用の満足度は50~80%であったが、今後も採用したいとの回答が85%を越えている。

[参考]

卒業生・修了生・就職先企業等アンケート結果	https://www.shizuoka.ac.jp/outline/index_stu_30.html
-----------------------	---

【分析結果とその根拠理由】

修了生及び就職先企業等のアンケートの結果からは、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-③: 教育の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

各学科の DP 値（学位授与方針で定めた項目）について、卒業時アンケート結果と、学生個人の学習を記録した「e ポートフォリオ」の成果（DP 値毎の GPA）とを調査した。卒業時アンケートでは約 75～60%，GPA 平均では約 85～75%の達成度を示している。

[参照]

資料編 6-2-③A	DP 達成度に関する卒業アンケート結果と GPA の比較
------------	------------------------------

【分析結果とその根拠理由】

各学科において定めた学位授与の条件（DP 値）は十分に達成しており、適切な学習成果が得られていると判断される。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

修了時アンケートでは、臨床人間科学専攻において平成 28 年度に情報や外国語の能力等で低い数値が出たものの、論理性や専門知識等、研究に関する能力においては、概ね身についたと回答している。

[参照]

資料編 6-2-③B	修了時アンケート、修了時アンケート質問項目
------------	-----------------------

【分析結果とその根拠理由】

各専攻において定めた学位授与に求められる資質・能力は十分に身につけており、適切な学習成果が得られていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

[学士課程]

【優れた点】

- ・卒業率が良好に推移している。
- ・就職率は良好に推移しているだけでなく、学生の希望並びに学部のミッションに適合した就職ができています。
- ・学生に卒業までの履修イメージをもたせるために、カリキュラム・ツリーを『学生便覧』に掲載している。
- ・カリキュラム・マップを導入し、e ポートフォリオによる学習成果の可視化（DP 値）を行なっている。
- ・卒業時アンケートによる主観的評価とあわせて、教育成果を多角的に評価する仕組みが構築できている。特に e ポートフォリオについては、学生毎に、また各学年での、教育成果の効果を評価することも可能である。

【改善を要する点】

- ・学生が主体的に学習計画を立て、キャリア形成をはかるためには、カリキュラム・マップやeポートフォリオの活用が効果的であるが、十分に役立てられている段階にはない。

[大学院課程]

【優れた点】

- ・修了時のアンケート等、教育成果に関する評価の仕組みを構築しつつある。
- ・修了生は高度職業人として必要とされる専門的知識と研究能力を習得し、文系修士を必要とする社会の要請にも合致し、就職率も概ね順調に推移している。

【改善を要する点】

- ・教育成果に関する評価の仕組みについては未だ不完全であり、例えば、大学院教育における教育の質保証ガイドラインは、研究科としては平成30年度末に作成し承認したが、全学での承認スケジュールは平成31年度であるため、半ば非公式な状況にある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

[7-1] 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

人文社会科学部の校舎は、A・B・C棟（以下、「人文A・B・C棟」）および共通教育L棟（以下、「共通L棟」）の一部から成り、その総面積は、10,953 m²である。学部・研究科教育用施設として、大講義室（1）、講義室（14）、演習室（26）および学生控室等を完備している。各講義室には、視聴覚機器、冷暖房施設を整備している。

研究設備の面では、教員の個人研究室、学部や学科運営に必要な施設として共同利用の会議室、更に、学部共同利用室として、撮影室、印刷室などがある。

また、第2期から第3期中期計画中に人文A・B棟の耐震改修工事、および、安全確保のために、人文C棟と共通L棟の各種工事を行なった。

バリアフリー化は、人文棟入口、トイレについてすでに対応済みであり、エレベーターが配備されている。人文社会科学部での主要な建物入り口の玄関スロープ、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレ（「多目的トイレ」）の整備は基本的に完了している。

[参考]

静岡大学施設長命化計画 (学内限定アクセス)	http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu6/Cmanagement/shisetsu-cyoujyumyokakeikaku.pdf
	「外壁仕上げ材の経年劣化による落下防止改善」(p. 10), 「維持管理の現状と課題」(p. 11)
静岡大学キャンパスマスタープラン(学内限定アクセス)	http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu6/Cmanagement/shizudai-cm-p-ver4-20160803.pdf
	「安全確保(大規模災害等に対する不良箇所の改善及び老朽化による不良箇所の改善)」(p. 32), 「ユニバーサルデザインの導入の考え方」(pp. 38-39), 「100周年(2049年)を見据えた静岡キャンパスの目標・計画」(p. 57)
静岡大学キャンパスマスタープラン 2016-2021 (学内限定アクセス)	http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu6/Cmanagement/campasmaster2016-2021(ver1).pdf
	「外壁改修整備計画」(p. 27), 「バリアフリー計画」(p. 39)

【分析結果とその根拠理由】

「キャンパスマスタープラン 2016-2021」, 「静岡キャンパスマスタープラン」, 「静岡大学施設長命化計画」に基づき、研究・教育上必要な施設・設備は適切に整備され、有効に活用されていると考える。しかし、一方で、

次のような課題が残る。

- ・講義時間帯によっては演習室が不足することがある。
- ・教室が人文棟と共通棟に分かれているために、学生の休み時間の移動に支障のある場合がある。

これらの課題は、全学的なスペースの配置換えによってのみ根本的な解決を図れるものである。また、そのためには、大規模な講義にも利用できるようなホールを静岡キャンパスの中心地域に整備することが必要である。

バリアフリー化に関しても、次の課題が残る。

- ・人文社会科学部は、高低差のある二箇所（人文棟と共通L棟）に建物が分散しており、車椅子使用者は、車での移動が不可欠となっている。
- ・障害者の方が大学構内を移動する際に、建物の玄関まで自動車で移動できるようになっていない。
- ・人文棟の車椅子専用の入口の扉が基本的に閉まっているため、急な来訪や登校に対応できない。
- ・人文C棟にはエレベーターが設置されていない。
- ・多目的トイレが人文B棟、C棟、E棟の各1階にしかないため、車椅子を利用する人には不便である。

大学が策定した計画に従い、人文社会科学部の校舎を1ヶ所に集約し、一体として研究・教育ができるような施設整備を行なうとともに、バリアフリー化の課題も早期に解消することが必要である。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

静岡大学生協・人文ショップの横にコンピューター・ルームが増設され、シンクライアント4台、印刷機が2台設置されている。また、全学生に、ネットワーク ID、永年使用が可能な静岡大学メールアドレスを付与し、インターネット接続を可能としている。学内施設全体において、無線 LAN のほか、2018年3月より eduroam の利用も開始するなどネットワーク環境の拡充を図っている。

人文社会科学部の学生のネットワーク環境に対する満足度（とても満足」「満足」「どちらでもない」「不満」「とても不満」の5段階）をみると、「とても満足」及び「満足」と回答した学生の割合は、「コンピュータの施設や設備」では約 51.4%、「コンピュータの訓練や援助」では約 42.3%、「インターネットの使いやすさ」は約 44.8% となっている（いずれも全学科・全学年の平均）。

【出典】

静岡大学「学びの実態調査」 (平成 30 年度実施) (学内限定アクセス)	https://wvp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/
	「あなたは、本学の設備や学生支援制度にどの程度満足していますか」(p. 9) 「C. コンピュータの施設や設備」, 「D. コンピュータの訓練や援助」, 「E. インターネットの使いやすさ」

【分析結果とその根拠理由】

全学の情報ネットワークシステムのなかで、基本的な整備がなされているとともに、人文社会科学部においても学生が自由に利用できる情報機器が配置されていることから、必要な ICT 環境は整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-③： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

下記の表に示す通り、学生が自主的に学習できるように共同研究室があり、そのそれぞれに各種資料、コンピューター（シンクライアントも含む）、プリンターなどが設置されている。

〔7-1-③-1〕共同研究室・資料室等

人文社会科学部	共同研究室
社会学科	6
言語文化学科	7
法学科	1
経済学科	4
学部共同利用	3
計	21

人文社会科学研究科	共同研究室
臨床人間科学専攻	2
比較地域文化専攻	2
経済専攻	4
計	8

また、各学科の教育目的に応じて、次のような資料室や実験・実習室がある。

〔7-1-③-2〕各学科の資料室等

	資料室等	実験・実習室等	備考
社会学科	6	10	各室ともコンピューターやプリンター、各種専門雑誌、書籍などを揃えている。
言語文化学科	0	1	世界の放送方式（NTSC, PAL, SECAM）に対応した機器や教材用のDVDなどを備えたマルチメディア視聴覚室がある。
法学科	2	1	コンピューター11台（シンクライアントを含む）・プリンター3台を備えた法情報室、自習室、各種資料を備えた法政資料室がある。
経済学科	2	0	経済関係の和洋雑誌、コピー機を備える。うち1室は自習室
学部共同利用	0	1	撮影室
計	10	13	

更に、自主的学習を促すために、学生にコピーカードを支給したり（大学院全専攻、法学科・経済学科）、ゼミナール共同研究会、外部での研究成果の発表に対する各種補助金制度（経済学科）を設けたりしている学科もある。

尚、すべての資料室等において利用記録をとっているわけではないが、記録があるところでは、次のような利用状況となっている。

〔7-1-③-3〕資料室等の利用状況（平成29年度）

各種資料室（社会学科）	週当たり延べ20人前後
マルチメディア視聴覚室（言語文化学科）	年間で十数回利用（主に授業で使用）
法政資料室（法学科）	721人（参考：平成28年度 529人）

これらの施設に対する人文社会科学部の学生の満足度（とても満足」「満足」「どちらでもない」「不満」「とても不満」の5段階）をみてみると、「とても満足」及び「満足」と回答した学生の割合は、「図書館の設備」が約59.5%、

「実験室の設備や器具」が約 24.5%であった（全学科・全学年の平均）。後者の満足度が低いのは、シンククライアントがウィルス感染とその拡大を防止するため、USB メモリの接続を遮断していること、学務情報システムに毎日午前0時から6時までメンテナンスのためログインできないこと、情報基盤センターが土日に閉室していることなどが理由として考えられる。それらは、毎年開催している「人文社会科学部学部懇談会」（観点7-2-②参照）において学生から改善の要望が出されているが、いずれも学部で対応できない旨、学生には理由を説明している。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 (平成 30 年度実施) (学内限定アクセス)	https://wpp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/ 「あなたは、本学の設備や学生支援制度にどの程度満足していますか」(p. 9) 「A. 図書館の設備(蔵書やレファレンスサービス)」、「B. 実験室の設備や器具」
--	--

【分析結果とその根拠理由】

以上の状況から自主的学習環境は、比較的整備され、効果的に利用されていると判断できるが、丘陵状キャンパスの最上部に人文棟が位置しているため、学生が授業の空き時間を有効に過ごせる場所の整備は今後も重要課題である。

[7-2] 学生への履修指導が適切に行なわれていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行なわれていること。

観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

[学士課程]

【観点に係る状況】

人文社会科学部では毎年4月に学科ごとに、1年生対象、2～4年生対象に分けて履修ガイダンスが実施されている。また、履修ガイダンスで不明な点を質問しやすいように、毎年、4月の履修ガイダンス後、昼間コースについては5日間、夜間主コースについては2日間、各学科の教務関係教員が待機するヘルプデスクを設置している。加えて、個々の学生の求めに応じて、指導教員による履修指導が適宜行なわれている。

更に、1年生を対象に、社会学科と言語文化学科では12月にコース説明会、法学科では12月か1月に専門演習ガイダンスを開催し、2年次にそれぞれ所属するコースあるいはゼミを決定している（経済学科ではゼミ説明会などは行なっていない）。

[参照]

資料編7-2-①A	4月の履修ガイダンスの案内
資料編7-2-①B	各学科の履修ガイダンスの資料(抜粋)
資料編7-2-①C	ヘルプデスクの日程
資料編7-2-①D	コース説明会(社会学科、言語文化学科)、専門演習ガイダンス(法学科)の資料(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

以上の体制が構築・運用されていることから、授業科目等のガイダンスはおおむね適切に実施されていると認められる。

[大学院課程]

【観点に係る状況】

新学期冒頭に、学務委員が各専攻で履修ガイダンスを行なうとともに、研究指導教員が個別に履修相談に応じ、履修申告状況のチェックを行なっている。

[参照]

資料編 7-2-①E	4月の履修ガイダンスの案内
資料編 7-2-①F	専攻別の履修ガイダンスの資料 (抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

授業科目等のガイダンスは、おおむね適切に実施されていると認められる。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行なわれているか。また、特別な支援を行なうことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行なうことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行なわれているか。

【観点に係る状況】

基本的に、学習相談や助言、支援については、指導教員が対応しているが、それに加え、全教員が毎週最低1時間のオフィスアワー（一覧は学部ホームページ、各授業科目のシラバスなどに掲載）を設けている。

[参考]

指導教員の手引き (学内限定アクセス)	http://www.shizuoka.ac.jp/inneronly/gakumu/pdf/h-16.pdf
教員のオフィスアワー	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/about/#人文社会科学部教員紹介
教員の連絡先 (研究室, メールアドレス, 電話番号)	『人文社会科学部学生便覧』 (pp. 223-228) 『人文社会科学研究科便覧』 (pp. 71-75)

[参照]

資料編 7-2-②A	指導教員およびオフィスアワーについて (『学生便覧』 pp. 174-175)
------------	---

学生からの相談件数、また、学生支援の具体的な事例は次の通りである (平成 29 年度後学期から平成 30 年度前学期の約 1 年間)。

[7-2-②-1] オフィスアワー内外における相談件数 (年間・一件当たりの平均時間)

	オフィスアワー内	オフィスアワー外
社会学科	11.6件 (30.3分)	15.0件 (42.5分)
言語文化学科	13.0件 (28.8分)	20.6件 (23.2分)
法学科	3.5件 (44.8分)	8.4件 (44.8分)
経済学科	13.5件 (42.5分)	8.0件 (33.8分)

*人文社会科学部の教員を対象とした「学生支援等に関するアンケート」(平成30年11月実施)による。

[7-2-②-2] 各学科における授業時間外の学習支援・研究支援の事例

社会学科	卒業論文の添削, 学会発表をする学生に対する抄録の添削や学会ポスター発表・投稿論文の添削の実施, 外国語文献の読書会, 統計パッケージStataの分析に関する勉強会, 史料の読解のアドバイス, 文化人類学のフィールドワーク実習報告書の指導, コメントペーパーや学務情報システムを通しての質問への回答・指導, 静大祭期間中に開催される古文書展の準備と学生執筆の配布冊子の添削など
言語文化学科	卒業論文や課題の添削, 他大学大学院を受験する学生の研究計画書へのアドバイス, 海外での研究発表の原稿の添削など
法学科	他大学との合同ゼミにおける報告の指導, 読書会(夏休み), 法科大学院入試「小論文」対策の指導と添削, 弁護士・社労士等の実務家が集まる研究会での学生による報告に向けた指導, 学生の自主ゼミ(金融商品取引法)への協力など
経済学科	社会人大学院生に対する時間外の研究指導, 静岡県の委託事業における学生報告の指導, 経済統計学会学生報告会での学生報告の指導, 日本学生経済ゼミナール大会に向けた報告論文の指導, 大学院進学予定の学生に対する勉強会, 他大学との合同ゼミにおける報告の指導など

*人文社会科学部の教員を対象とした「学生支援等に関するアンケート」(平成30年11月実施)による。

人文社会科学部の学生に対して, 教職員に学習に関する相談をしたり, 学内の学習支援室を利用した頻度(「ひんぱんにした」「ときどきした」「あまりしなかった」「まったくしなかった」の4段階)をみると, 「ひんぱんにした」「ときどきした」と回答した学生の割合は, 学科によって多少のばらつきはあるが, 1年生では約75.5%, 2年生では約19.8%, 3年生では約30.5%, 4年生では約31.2%である。入学直後の最も支援を要する時期に十分な対応がなされており, これに次いで, 卒業論文の執筆などにおいて教員の指導を要する4年生の割合が高くなっている。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 (平成30年度実施)(学内限定アクセス)	https://wpp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/ 「教職員に学習に関する相談をしたり, 学内の学習支援室を利用した」(p. 3)
---------------------------------------	--

更に, 学生の様々なニーズを把握するために, 「人文社会科学部学部懇談会」を毎年開催し, 授業や教育環境の改善, 学習支援等に関して, 学生の意見・要望を直接聞く機会を設けている。また, 全学においてもオピニオンボッ

クスを設置している（但し、投書件数は平成 27 年度に 2 件あっただけである）。

[参照]

資料編 7-2-②B	人文社会科学部学部懇談会の案内
資料編 8-2-①	人文社会科学部学部懇談会についてのアンケート結果

一方、留学生に対しては、静岡大学国際連携推進機構による「留学生指導教員の手引き」があり、留学生の指導教員に冊子体を配布している。

[参考]

留学生指導教員の手引き (国際連携推進機構ホームページ)	http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/documents/instructor-guide-201710.pdf
---------------------------------	---

更に、留学生にはチューターを配置し、勉学面だけでなく生活面でのサポートを行なっている。各年度の留学生数およびチューターの採用状況は次の通りである。

[7-2-②-3] 留学生数とチューター数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
留学生数 (正規留学生数)	58 (42)	75 (48)	94 (56)	94 (61)	117 (65)	131 (74)
チューター数	15	21	26	22	39	31

(注) 表中の留学生数は正規の留学生のほか、科目等履修生、研究生、特別聴講学生を含む。

交換留学生についてはチューターを 100%割り当てている。その他の留学生についても、希望があれば可能な限りチューターを配置しているが、その時のチューターを希望する学生の応募状況にもより、また、2年生以上の留学生からはそもそもチューター割当ての希望があまり出されない。チューターの業務に関しては、「チューターの手引き」に詳細に記載されている。

[参考]

チューターの手引き (国際連携推進機構ホームページ)	http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/documents/tutorsguide201807.pdf
----------------------------	---

特別な支援を必要とする障害学生については、全学的に下記の規則や留意事項を作成・公表し、教員に周知を図るとともに、これらに基づき、学長を最高責任者とした支援体制を構築している。具体的な支援の実施に当たっては、障害学生支援室が、支援を要する学生、指導教員、授業担当教員の間での調整を担当している。

[参考]

静岡大学障害学生修学支援規則	http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/05/15b4d3e81045b011e21b7d012c92d0e2.pdf
静岡大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則	http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/05/355d5f6ef6f949b83e1030dc713c753d.pdf
静岡大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則における留意事項	http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/05/0d42d5cada97f66285b685f7dc56dbb4.pdf
支援体制図	http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/01/a6850e49946aa341f29e9f28b7405e8a.pdf
障害学生支援室	http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/

障害があり支援を要する学生数は次のとおりである。

[7-2-②-4] 過去2か年において支援した障害学生数

	平成 29 年度	平成 30 年度
社会学科	1	1
言語文化学科	1	2
法学科	1	1
経済学科	2	1
法学科（夜間主コース）	2	2
経済学科（夜間主コース）	1	2
特別聴講生	1	1
合計	9	10

こうした様々な支援を必要とする学生に対応するために、また、学生支援の参考にするために、教職員を対象とした学生指導研修会などの学部講演会を開催している。

8-2-②A	学部講演会等（平成 27～30 年度）
--------	---------------------

【分析結果とその根拠理由】

以上より、学生支援に関する学生のニーズを様々な機会において把握する試みがなされており、相談や支援が適切に行なわれていると判断する。また、特別な支援を必要とする学生に対しても、学内の関係機関と協力・連携をしつつ、確実な支援を行なっていると考えられる。

観点 7-2-③： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行なわれるよう支援が適切に行なわれているか。

【観点に係る状況】

本学部の教員は、学生の課外活動にも支援を行なっている。

[7-2-③] 教員のサークル顧問等就任状況

社会学科	生音楽同好会, 静大 BEST, 軟式野球部, 静岡時代, サイクリング部, 軽音楽部, 静岡大学スタンダード・ハーモニー・ジャズオーケストラ (SSH) (副顧問), しずおか LGBT 研究会 (オブザーバー)
言語文化学科	フルコンタクト空手部, 静岡・浜松ピアノサークル
法学科	法社会学研究会, 法学演習サークル Law Practice, 日本拳法部, 囲碁部, 将棋部, フォークソング研究会, 生音楽同好会
経済学科	静大軽音サークル IBUKI, フルコンタクト空手部

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、相当数の教員が学生の課外活動に対する支援を行なっていると認められる。

観点 7-2-④： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行なわれているか。また、特別な支援を行なうことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行なうことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行なわれているか。

【観点に係る状況】

学習支援と同様、生活支援も指導教員が随時相談に応じているが、本学部における組織的な取り組みとして、人文社会科学部学部懇談会（観点 7-2-②参照）を開催したり、ハラスメント相談箱とオピニオンボックスを設置している。また、1年生に対しては、ガイダンスにおいて『学生生活の手引き』と『防災ポケットマニュアル』の配布に加え、前学期に開講される「新入生セミナー」において「大学生活における健康管理」、「防災のすすめ」、「ハラスメントのない大学づくり」、「大学生のキャリア形成について」と題した講演会を開催している。

[参考]

『学生生活の手引き』（学内限定アクセス）	http://www.shizuoka.ac.jp/inneronly/gakumu/pdf/gakusei_tebiki_2018.pdf
学生相談室	http://www.scas.support.shizuoka.ac.jp/
保健センター	https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken

ハラスメントについては、「静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントに関する調査・対応体制等が全学的に整備されている。また、本学部においても相談窓口として、ハラスメント相談員

を配置している。更に、学内窓口相談しづらいケースについては、早期の相談を促すために、平成30年6月1日より外部専門家（臨床心理士、精神保健福祉士、産業カウンセラー等）に相談する体制を構築している。

[参考]

静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/soudan/pdf/hrssm_kitei_20170920.pdf
ハラスメント相談	http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/soudan/pdf/hrssm_mado_h3010.pdf
ハラスメントに関する学外相談窓口	http://www.shizuoka.ac.jp/inneronly/harassment/pdf/hrssm_mado_gai_h3005

加えて、ハラスメントを防止するための取り組みの一環として、上述の学生指導研修会を行なっている。

就職等進路支援に関しては、全学的な組織である就職支援室が各種ガイダンスのほか、民間企業が多数参加する学内合同企業説明会、公務員志望者向けの学内官庁説明会などを開催するとともに、個別相談や面接対策も行なっている。更に、本学部では、学生支援センターの特任教授1名、特任職員1名を加えた、キャリアサポート委員会が就職支援をしている。その支援内容は、次の表にある通りである。

[7-2-④] キャリアサポート委員会による就職支援の事例

インターンシップ事後研修会、留学生向けガイダンス、夜間主向け就職セミナー、キャリアカフェ、日経 CNBC キャスターによる就職講演会、エントリーシート対策セミナー、公務員受験者対象「面接カード対策セミナー」、小論文対策講座（公務員試験対策）、地歴教員養成講座、裁判所事務官セミナー、検察事務官研究セミナー、法科大学院ガイダンス、司法書士ガイダンス、行政書士ガイダンス、簿記講座など
--

また、本学部の「キャリア支援室」では、就職に関する情報の提供に加え、就職支援室の特任職員による夜間・休日就職相談会と出張ミニ就職相談会などを開き、個別相談にも応じている。

[参考]

就職支援室ホームページ	http://www.career.ipc.shizuoka.ac.jp/
-------------	---

人文社会科学部の学生に対して、大学の教職員に将来の進路や職業選択に相談した頻度（「ひんぱんにした」「ときどきした」「あまりしなかった」「まったくしなかった」の4段階）を尋ねたところ、「ひんぱんにした」「ときどきした」と回答した学生の割合は、学科によって多少のばらつきはあるが、1年生では約11.0%、2年生では約18.3%、3年生では約30.0%、4年生では約30.3%である。就職活動にかかわる3年生、4年生の割合が高いといえる。一方、夜間主コース（法学科・経済学科）をみると、1年生では15.5%、2年生では10.0%、3年生では約31.5%、4年生では約5.0%である。将来の進路に悩みがちな3年生の割合は高いが、4年生ではきわめて低い。夜間主コースは有職者であることが前提であるため、転職やキャリアアップ等に悩むのが3年生であると推測される。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 (平成 30 年度実施) (学内限定アクセス)	https://wpp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/
	「大学の教職員に将来のキャリアの相談をした (卒業後の進路や職業選択など)」 (p. 3)

留学生に対しても指導教員が相談に応じるだけでなく、全学の学生相談室においても月に1日または2日、留学生の相談日を設けており、留学生向け予約サイトで予約ができるようになっている。

[参考]

International Students Counseling Service	https://reserva.be/shizuokakokusai
---	---

障害学生については、観点7-2-②で述べた障害学生支援室による支援だけでなく、「全学教育科目」に「共生社会とピアサポート」を開講し、視覚障害、聴覚障害、発達障害等の各当事者が講義をし、知識の普及を図っている。同科目の単位を取得した学生は、「静岡大学ピアサポーター」に登録され、様々な学習支援、学内での生活支援に参加することが可能となる。

これらの学生生活支援の取り組みに対して、本学部の学生の満足度(とても満足)「満足」「どちらでもない」「不満」「とても不満」の5段階)をみると、「とても満足」「満足」と回答した学生の割合は、全学生平均で約49.6%である。学年別にみると、1年生は約55.8%、2年生は約52.3%、3年生は約47.0%、4年生は約43.2%である。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 (平成 30 年度実施) (学内限定アクセス)	https://wpp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/
	「総合的に見て、あなたは本学における「学生生活支援」に満足していますか？」 (p. 21)

【分析結果とその根拠理由】

以上みてきたように、学生のニーズを把握するために、指導教員、本学部内の各種委員会、また、種々の全学組織との連携・協力体制が整えられていると判断できる。そのことは、「学びの実態調査」において、学生生活支援に満足している学生が人文社会科学部全体の5割程度にあることから窺える。

観点7-2-⑤： 学生に対する経済面の援助が適切に行なわれているか。

【観点に係る状況】

人文社会科学部生の経済状況は、次に示すように、約4割の学生が「厳しい」「やや厳しい」と答えている。

[7-2-⑤-1] 人文社会科学部の学生の経済状況 (回答者数 789 人)

現在の経済状況	割合 (%)
厳しい	11.0
やや厳しい	28.1
普通	46.9
やや余裕がある	9.0
余裕がある	4.9

[出典]

2015 年度第 2 回学生生活実態調査 報告書	https://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/pdf/survey/H2015_No2.pdf
-----------------------------	---

経済面での支援として授業料等の免除の制度があり、次のような条件を設けている。

[7-2-⑤-2] 授業料等の免除の条件

条件 1 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合 条件 2 (死亡) 各期ごとの納期限前 6 ヶ月以内(新入学生の前期分については、入学前 1 年以内)において、当該学生の学資を主として負担している者 (以下「学資負担者」という) が死亡したため、授業料の納付が著しく困難な場合 条件 3 (災害) 各期ごとの納期限前 6 ヶ月以内(新入学生の前期分については、入学前 1 年以内)において、本人若しくは学資負担者が※風水害等の災害を受けたため、授業料の納付が著しく困難な場合 [出典] http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/tuition/exemption/index.html

[参考]

静岡大学平成 30 年度前期分授業料等免除申請一次申請のしおり	http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/tuition/exemption/pdf/h30/h30_exemption_JS.pdf
---------------------------------	---

[7-2-⑤-3] 授業料免除二次申請者に対する許可者の割合 (平成 30 年度)

	前期 許可者/申請者 (割合)	後期 許可者/申請者 (割合)
昼間	267/304 (87.8%)	282/297 (94.9%)
夜間	51/54 (94.4%)	61/62 (98.3%)

また、奨学金については日本学生支援機構の奨学金をはじめ、各種団体による奨学金がある。そのうち、日本学生支援機構による奨学生数は次の通りである。

[7-2-⑤-4] 日本学生支援機構奨学生数 (平成30年1月1日現在)

	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
人文社会科学部	158	134	167	179	638
人文社会科学研究科	4	5			9

[出典] 『学生生活の手引き 2018』 (p. 40)

加えて、各種団体による奨学金の中には、人文社会科学部の学生を対象とした民間の給付型奨学金（公益財団法人三菱UFJ信託奨学財団、一般社団法人イハラサイエンス中野記念財団、TOKAIグループ）もある。

[参考]

給付型奨学金	http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/scholarship/list/pdf/h30_kyuhu.pdf
貸与型奨学金	http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/scholarship/list/pdf/h30_taiyo.pdf
返還免除型奨学金	http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/scholarship/list/pdf/h30_menjyo.pdf

日本学生支援機構の奨学金については、毎年4月にガイダンスを開催し、学生支援機構を通じた奨学金制度の紹介や申請のサポートを行なっている。また、その他の奨学金については、大学ホームページや掲示板などで適宜案内し、周知を図っている。

更に、人文社会科学部では、市民と教員の寄付による、独自の給付型奨学金「人文社会科学部奨学金制度」が設けられている。

[参照]

資料編7-2-⑤	平成30年度 静岡大学人文社会科学部・人文社会科学研究科奨学金募集要項
----------	-------------------------------------

[7-2-⑤-5] 人文社会科学部奨学金制度の概要 (平成30年度)

	条件	募集人数	給付額 (一人当たり)
A型	学業成績が優れ、経済的理由により修学困難な者	学部生1名	20万円
		大学院生1名	20万円
B型	学業成績が特に優れた者	学部生2名	20万円
		私費留学生1名	20万円
C型	学業成績が優れ、国際日本学副専攻履修中もしくは履修済みの学生	学部生2名	10万円

[7-2-⑤-6] 人文社会科学部奨学金授与実績

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学部	人数	4	4	4	3	3	5
	金額	800,000	800,000	800,000	600,000	600,000	900,000
大学院	人数	1	1	1	1	1	1
	金額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
合計	人数	5	5	5	4	4	6
	金額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	800,000	800,000	1,100,000

(*年度によって人数・授与金額が異なるのは「募集要項」の改定などによる)

全学レベルの支援としては、平成24年度に創設された「静岡大学未来創成基金」の中に、優秀な学生のための「学生奨学支援」、経済的に修学が困難な学生のための「修学支援」、留学生や海外に留学する学生のための「国際交流事業」がある。

[参考]

静岡大学未来創成基金ホームページ	https://wvp.shizuoka.ac.jp/fund/
「静岡大学未来創成基金で交換留学派遣学生に奨学支援」(活用実績の例)	https://www.shizuoka.ac.jp/news/detail.html?CN=1968

また、留学生に対しては、静岡大学国際交流基金奨学金、更に、静岡大学の留学生対象の民間の給付型奨学金も設けられている。

[参考]

留学生対象の各種奨学金(国際連携推進機構ホームページ)	http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/0210.htm
-----------------------------	---

これらの奨学金などの学費援助制度について、人文社会科学部の学生の満足度(とても満足「満足」「どちらでもない」「不満」「とても不満」の5段階)をみると、「とても満足」「満足」と回答した学生の割合は、全学生平均で約36.7%、「不満」「とても不満」と回答したのは10.3%である。

[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 (平成30年度実施)(学内限定アクセス)	https://wvp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/ 「あなたは、本学の設備や学生支援制度にどの程度満足していますか」 「F. 奨学金などの学費援助の制度」(p. 10)
---------------------------------------	--

【分析結果とその根拠理由】

授業料免除や奨学金など経済面における種々の援助制度が整備されており、ガイダンスや大学の関係ホームページ、掲示板などで周知が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・指導教員、人文社会科学部内の各種委員会、全学の関係組織が互いに連携を図りつつ、学習支援、生活支援が効果的になされており、特別な支援を要する学生にも組織的な対応が図られている。
- ・本学部独自の奨学金制度があり、学生への経済的支援の上で重要な役割を果たしている。

【改善を要する点】

- ・演習室が不足する点、また、バリアフリー化にもいくつか課題がある点は改善を要するが、これらは、本学部で解消しうるものではなく、全学的な課題である。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。

【観点到係る状況】

静岡大学では平成 30 年度後期より全学キャリアデザイン教育・FD 委員会を再編し、各部署の副学部長を構成員とする全学内部質保証委員会を立ち上げた。この全学の内部質保証体制のもと、平成 31 年度より既存の教育質保証委員会と FD・教育企画委員会を内部質保証・教育企画委員会及び FD 委員会へと再編し、学部の内部質保証体制を明確にした。

【分析結果とその根拠理由】

大学の内部質保証に係る基本的考え方に即して、内部質保証に係る体制を明確に規定している。

観点 8-1-②： 大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証のための手順が明確に規定されていること。

【観点到係る状況】

人文社会科学部では、上述の全学の内部質保証の動きに先行するかたちで、平成 29 年度において「人文社会科学部評価の体系 (PDCA サイクル)」を構築している。上述の新体制において、この PDCA サイクルのバージョンアップがはかられることになる。

[参照]

資料編 8-1-②	人文社会科学部評価の体系 (PDCA サイクル)
-----------	--------------------------

【分析結果とその根拠理由】

大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証のための手順が明確に規定されている。

観点 8-1-③： 内部質保証が有効に機能していること。

【観点到係る状況】

平成 29 年度より人文社会科学部の PDCA サイクルに基づき、中期目標・中期計画に係る部署としての年次計画を策定し措置事項を定めている。全学の進捗管理システムを通じて進捗状況を定期的に点検しており、措置事項を計画通りに順調に実行している。

[参照]

資料編 8-1-③	中期目標・中期計画に係る措置事項進捗率別件数(平成 29 年度進捗管理システム集計結果)
-----------	--

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、内部質保証は有効に機能している。

観点 8-2-①： 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行なうにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行なわれる仕組みを有していること。

【観点に係る状況】

教育研究に係る組織としての検証・見直しを行なうにあたっては、学部長を中心に学部企画会議並びに総務委員会において、人文社会科学部評価の体系（PDCA サイクル）を動かしつつ基本案を策定し、学科単位での了解を得たうえで、教授会・研究科教授会において決定をしている。また特に教育課程、教育方法の改善については、人文社会科学部学部懇談会等を通じて学生の意見を直接聴取し、そこで指摘された課題について HP 等において学部としての対応を学生全員にフィードバックする仕組みを構築している。

[参照]

資料編 8-2-①	人文社会科学部学部懇談会についてのアンケート結果
資料編 7-2-②B	人文社会科学部学部懇談会の案内

【分析結果とその根拠理由】

教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行なうにあたり、適切性等に関する検証が行なわれる仕組みを有している。

観点 8-2-②： 組織的に、教員及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること。

【観点に係る状況】

人文社会科学領域に所属する教員の採用・昇任にかかわる規定を整備し、教員の質を担保している。全学の教員特別研修制度（長期・短期の双方）には、積極的に応募しており、長期・短期ともほぼ毎年海外研修等に派遣している。加えて、各学科における研究専念制度も運用されており、この制度を活用して教員の研究力の向上に向けての取り組みが進められている。さらに、英語等で授業を実施する教員については、授業準備・実施が円滑に進むように必要経費の助成という意味で研究費の支援制度を導入している。また、学生支援や教育活動の支援のために、学部による学生指導研修会を開催していることに加えて、学科単位でもポートフォリオ等に係る研修会や検討会を開催し、90%の教職員が参加している。

[参照]

3-1-④	研究専念期間制度（サバティカル制度）の利用実績（過去4年分）
資料編8-2-②A	学部講演会等（平成27～30年度）
資料編8-2-②B	FD研修会等参加率（平成30年度）
資料編8-2-②C	学科によるFD研修会一覧（平成30年度）

【分析結果とその根拠理由】

組織的に、教員及び教育研究活動に係る者の質を確保し、その維持、向上を図っている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・部局全体としての改善を図ろうという意思を有し、主体的に人文社会科学部評価の体系を構築し、PDCAサイクルを試行しつつ、内部質保証体制を構築している。

【改善を要する点】

- ・本学における内部質保証が教育の質保証に重点を置いていることから、人文社会科学部においても内部質保証は教育に係る事柄に偏りがちであり、研究活動や地域貢献等についての内部質保証の動きは乏しくSD活動（事務職員の能力育成）も単発的である。組織的な内部質保証が緒に就いたばかりとはいえ、教育研究組織全体を視野に入れて、内部質保証活動の点検を進めていく必要がある。

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

学部・研究科の管理運営のために教職員による各種委員会が組織され、学部・研究科における今後の方針や課題の解決に努めている。

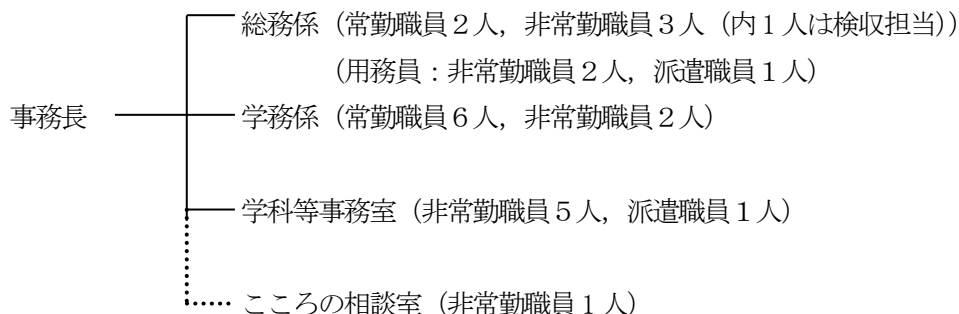
各種委員会はその役割を分担するが、学部長を長とし副学部長、各学科長及び主たる委員会の長により組織される総務委員会が各種委員会を総括し、領域会議、教授会の運営に努める。

また、人文社会科学部事務部を下記のとおり組織し、人員を配置している。事務部組織は、本学部の総務を所掌する総務係、教務及び学生にかかわる業務を行なう学務係、そして各学科の事務を行なう学科等事務室をおき、事務職員を配置している。

[参照]

資料編 9-1-①A	静岡大学人文社会科学部事務分掌規程
------------	-------------------

[9-1-①] 人文社会科学部事務組織



*事務長は法科大学院と併任（2019 年 3 月まで）

情報セキュリティ・個人情報保護にかかる教職員への啓蒙や対策についても、全学的取り組みのもとで対応している。

これから予想される大規模地震によるリスクへの備えとして、教職員及び学生のとるべき具体的な行動を取りまとめた「地震防災マニュアル」の主要事項の把握や防災意識の高揚を図るため、毎年「全学一斉地震防災訓練」と連動して本学部においても「防災訓練」を実施するとともに「地震防災 WEB セミナー」を実施している。また、災害発生時における速やかな対応を可能とするために、各種要項等を改訂・整備してきた。現在、次の規定が整備されている。

- ・人文社会科学部緊急地震等対策本部設置要綱
- ・人文社会科学部地震等災害時・安否確認マニュアル
- ・人文社会科学部大規模地震時避難誘導マニュアル
- ・人文学部地震時自主防災隊の編成と活動

・人文社会科学部防災対策委員会が毎年度当初に行うべきことに関する覚書

学生には入学時に「静岡大学地震防災ポケットマニュアル」を配布し、防災意識の向上を図るとともに、「安否情報システム」も利用し、被災時の情報共有が可能となるよう努めている。

毎年度、防災用品の更新及び拡充を実施している。現在、備蓄している防災用品は下記を参照。

[参照]

資料編 9-1-①B	人文社会科学部防災用品一覧
------------	---------------

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織及び事務組織は、それぞれ明確な役割をもち、互いに連携しながら適切に機能しているといえる。しかし、全学的な定員削減の状況下にある中で、学部事務部への人的配置の更なる充実化は望めない状況にある。尚、平成 29 年度に浜松キャンパスにおける事務部統合を受け、静岡キャンパスにおいても業務及び事務の見直しについて検討が行なわれている。

観点 9-1-②： 学部・研究科等の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到に係る状況】

全学の評価会議と協力して学生、保護者、卒業生及び企業等の就職先関係者に対しアンケート調査を実施し、そのニーズなどを把握している。また、学部および大学院のそれぞれに学生の声を直接聞くための人文社会科学部学部懇談会を年 1 回開催している。同懇談会で挙げた意見・要望には、学部長はじめ関係委員会でその対応を検討し必要な措置をとるとともにその結果を学部ホームページで学生に報告している。さらには、学内に設置されているオピニオンボックスへの投書という方式で学生は意見・要望を学長や学部長・研究科長に直接あげる仕組みを全学的に構築している。

また、相談員の配置やオフィスアワーの設定により学生からの相談に対応している。

教員は学科会、教授会、研究科教授会等で学部・研究科の運営について意見を述べる機会が保証されており、具体的問題に関する意見・要望は各種委員会委員に直接述べる事が出来る。

学部長と事務長は、事務職員が仕事上の意見・要望を上司に述べやすい環境を保持するよう努めている。

【分析結果とその根拠理由】

上述のように、関係者の意見を把握し、その声を学部・研究科の運営に反映するための様々な取り組みがなされていると判断する。ただし、予算措置が必要なものについては、対応が遅れたり、必ずしも要望通りに実現するとは限らない。

観点 9-2-①： 機関としての学部・研究科を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。

【観点到に係る状況】

学部内には、各学科・専攻から選出された教員による各種委員会が組織され、職員と協力のうえ学部・研究科

の運営に当たっている。教職員の相互協力により複数の委員会は効率的に運営され、電子メールやグループウェア（ガルーン等）を活用することによって各委員会の議事内容や研修・セミナーの企画・案内等に関する情報を遺漏なく共有できる体制を整えている。各委員会の総括的役割を果たす総務委員会は、学部・研究科の現状を把握するとともに、種々の課題の解決に努めている。

また、教職員は、全学で開催される学内の研修やセミナーや学外における研修等に積極的に参加し、能力向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

上に示したように、教職員が適切に役割分担し、様々な情報を共有する仕組みができており、連携体制が十分確保されていると判断する。また、学内の研修会など、能力向上のための取り組みも適切に実施されているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学部・研究科の管理運営のために業務別に委員会を組織し、教職員の相互協力により諸課題の解決に努めている。
- ・情報管理や災害に対する危機管理についても学生、教職員の意識向上に努めている。
- ・様々なニーズに応えるべく、学部懇談会、各種アンケート調査等を通じて、幅広く意見を聴取し積極的に対処している。

【改善を要する点】

- ・更なる人員削減・経費削減や経営・業務の効率化を求められ、管理運営に支障をきたす可能性が高まるほどの厳しい状況にある。このため、組織改革や予算措置などは、取り組むべき喫緊の課題である。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

[10—1] 学部・研究科等の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点 10—1—①： 学部・研究科等の目的（学士課程であれば学科又は課程等ごと，大学院課程であれば専攻等ごとを含む）が，適切に公表されるとともに，構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

[学士課程]

人文社会科学部の教育の目的が記載された「人文社会科学部規則」「人文社会科学部学術憲章」は、『学生便覧』に収められ，新入生対象のガイダンスで説明されている。一方，外部に対しては、『静岡大学人文社会科学部案内』や人文社会科学部のホームページにおいて教育目的や「人文社会科学部学術憲章」を掲載し，広く周知を図っている。

[参考]

『学生便覧』	https://www.shizuoka.ac.jp/public/student/handbook/pdf/2018/gakushi/2018_BA_2hss_1A11_pub.pdf
	「人文社会科学部規則」(pp. 13-65)，「人文社会科学部学術憲章」(pp. 3-5)
『静岡大学人文社会科学部案内』	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/hss_guide2019.pdf
	「人文社会科学部学術憲章（抜粋）」(p. 5)
人文社会科学部ホームページ	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/about/
	「人文社会科学部規則」，「人文社会科学部学術憲章」

[大学院課程]

人文社会科学研究科の教育目的が記載された「人文社会科学研究科規則」は、『人文社会科学研究科便覧』に収められ，ガイダンスで説明されている。一方，外部に対しては、『静岡大学人文社会科学研究科案内』や人文社会科学部のホームページにおいて教育目的を掲載し，広く周知を図っている。

[参考]

『人文社会科学研究科便覧』	https://www.shizuoka.ac.jp/public/student/handbook/pdf/2018/syuushi/2018_MA_2hss_1A11_pub.pdf
	「人文社会科学研究科規則」(pp. 34-46)
『人文社会科学研究科案内』	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/06/kenkyukaannai2019.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上述の通り、本学部ならびに本研究科の教育目的は、適切に公表されていると判断できる。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

学士課程と大学院課程の「教育課程の編成・実施方針」及び「学位授与方針」は、それぞれ『人文社会科学部学生便覧』と『人文社会科学研究科便覧』に掲載されており、ガイダンスにおいて学生に説明して周知している。また、『静岡大学人文社会科学部案内』、『静岡大学人文社会科学研究科案内』、本学部ホームページでは、それらの方針に加え、「入学者受入方針」も掲載しており、広く公表している（ホームページでは、本学部と本研究科の3つの方針の英訳も掲載されている）。

[参考]

『学生便覧』	https://www.shizuoka.ac.jp/public/student/handbook/pdf/2018/gakushi/2018_BA_2hss_1A11_pub.pdf
	「教育課程の編成・実施方針」, 「学位授与方針」 (pp. 5-10)
『静岡大学人文社会科学部案内』	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/hss_guide2019.pdf
	「教育課程の編成・実施方針」, 「学位授与方針」, 「入学者受入方針」 (pp. 6-9)
人文社会科学部ホームページ	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/about/
	「教育課程の編成・実施方針」, 「学位授与方針」, 「入学者受入方針」
『人文社会科学研究科便覧』	https://www.shizuoka.ac.jp/public/student/handbook/pdf/2018/syuushi/2018_MA_2hss_1A11_pub.pdf
	「教育課程の編成・実施方針」, 「学位授与方針」
『人文社会科学研究科案内』	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/06/kenkyukaannai2019.pdf
	「教育課程の編成・実施方針」, 「学位授与方針」, 「入学者受入方針」 (pp. 2-4)

【分析結果とその根拠理由】

本学部ならびに本研究科の3つの方針は、適切に公表されていると判断できる。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

個々の教員の教育研究活動は、本学部のホームページにおける「教員紹介」や静岡大学のホームページにある「静岡大学教員データベース」において公表されている。特に後者には、各教員の基本情報（学位、研究分野、

所属学会など)に加え、研究業績(著書、論文、学会発表、外部資金獲得状況など)や教育実績(担当授業科目名、指導学生数など)、社会貢献活動、国際貢献実績などに関する情報が掲載されており、各教員には、年に数回更新することが義務づけられているため、常に最新の情報が掲載されるようになっている。

[参考]

教員紹介(人文社会科学部ホームページ)	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/about/#人文社会科学部教員紹介
教員データベース(静岡大学ホームページ)	https://tdb.shizuoka.ac.jp/RDB/public/Default.aspx

また、教員データベースをもとに、本学部と本研究科を主担当とする教員全体の教育・研究活動状況をまとめたデータが本学部のホームページ上に毎年公表されている。

[参考]

人文社会科学部・人文社会科学研究科主担当の教育、研究活動状況について	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/hyouka2017.pdf (最新のは平成29年度 [平成30年7月1日公開])
------------------------------------	---

更に、コースなどの組織単位独自のホームページや教員個人のホームページが開設されている場合には、そうしたページを通じて、それぞれの活動に関する最新の情報が得られるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部ホームページの教員紹介や本学ホームページの教員データベースを通じて、個々の教員の学位や業績など学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を公表していることから、教員の教育研究活動状況に関する情報が十分発信されていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学部・本研究科の教育目的、また、「入学者受入方針」、「教育課程の編成・実施方針」及び「学位授与方針」が広く公表されている。一方、在学生に対しても、ガイダンスを通じて説明をするなど、内外に対して公表と説明がなされている。
- ・教員の教育研究活動についても情報発信が十分なされている。

【改善を要する点】

- ・個々の教員は、教育研究活動に関する情報を教員データベースにおいて更新することが求められており、その作業が確実にこなされるように、今後も学部全体として取り組んでいかななくてはならない。
- ・本学部のホームページは、日本語に加え、英語のページも用意されているが、英語版では教員の教育研究活動に関する情報の発信が十分とは言えず、英語版のホームページを充実させることが必要である。

基準 11 研究活動の状況及び成果

(1) 観点ごとの分析

[11-1] 学部・研究科等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点 11-1-①： 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

人文社会科学部は、「人文社会科学部学術憲章」（観点 1-1-①参照）にある「地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす」という理念に基づき、人文社会科学のほぼ全ての領域を網羅する様々な研究を行なっている。以下、各学科の状況について述べる。

[社会学科]

【観点到る状況】

社会学科の教員組織は、学生が所属する人間学・社会学・心理学・文化人類学・歴史学という 5 コースの体系に対応して、次のように編成されている(かっこ内は専任教員の現員数。うち女性教員は 6 名)。

[11-1-①-1] 社会学科の教員組織（平成 30 年 10 月現在。合計 26 名）

人間学コース	(4)
社会学コース	(5)
心理学コース	(7)
文化人類学コース	(3)
歴史学コース	(7) : 日本史 (2) / 世界史 (3) / 考古学 (2)

社会学科の学科会は隔週で開催され、研究・教育・学務・入試に関する議題が審議される。コース単位の会議も適宜開かれ、研究から教育に至るさまざまな情報を共有している。

【分析結果とその根拠理由】

社会学科の各教員の専門領域は、哲学・倫理学・社会学・心理学・文化人類学・歴史学・考古学など多岐に亘り、研究・教育の面からみてバランスの取れた組織となっていることから、各種の研究を推進していくための人的配置が適切に整備され機能していると判断する。

[言語文化学科]

【観点到る状況】

言語文化学科の教員組織は、学生が所属する 3 大コース（日本・アジア言語文化コース、欧米言語文化コース、比較言語文化コース）と履修分野に合わせて、次のように編成されている(かっこ内は専任教員の現員数)。

[11-1-①-2] 言語文化学科の教員組織（平成30年10月現在。合計26名）

コース	履修分野
日本・アジア言語文化コース（8）	日本言語文化（5）／中国言語文化（3）
欧米言語文化コース（10）	英米言語文化（6）／ドイツ言語文化（2）／フランス言語文化（2）
比較言語文化コース（8）	比較文学文化（5）／言語学（3）

本学科の特色は、全教員26名のうち、女性教員が8名、外国人教員が3名（中・米・韓）いる点である。

言語文化学科の学科会は隔週で開催され、研究・教育・学務に関する議題が審議される。履修分野単位の会議も適宜開かれ、さまざまな情報を共有している。

【分析結果とその根拠理由】

言語文化学科の教員の研究対象は、文学・言語・思想・芸術・歴史・宗教・文化など多岐に亘っており、各種の研究を推進していくための人的配置や学科組織が適切に整備され機能していると判断する。

[法学科]

【観点に係る状況】

法学科の教員構成は、次の表の通りである。教員は、それら5つの分野のいずれかに所属している。

[11-1-①-3] 法学科の教員組織（平成30年10月現在。合計17名）

分 野	人員数
国際関係法	2名（教授1（国際関係論）、准教授1（国際法））
公共生活法	3名（教授1（憲法）、准教授2（行政法、刑法））
企業関係法	4名（教授1（保険法）、准教授3（民法、会社法、民事訴訟法））
社会生活法	2名（教授1（社会保障法）、准教授1（労働法））
法政理論	6名（教授6（法制史、法哲学、政治学、政治思想、国際政治史、行政学）、准教授0）

このように、法学科は教員数17名に対して、准教授が7名（約41.2%）と比較的若い研究者が多いと言える。また、17名のうち4名が女性教員である（約23.5%）。

法学科においては、学科会が月1回または2回開催されており、学科にかかわる議題について審議されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから法学科は、各種の研究を推進していくための人的配置や学科組織が、適切に機能していると判断できるが、民法と刑法はいずれも開講科目数が非常に多いにもかかわらず、教員が各1名しかいないなど、教員配置のバランスが悪化しつつある。

[経済学科]

【観点に係る状況】

経済学科教員は、専門研究領域にもとづき「理論と情報」、「経済と政策」、「経済と企業」の分野で編成されて

いる。それぞれの教員の配置は次の通りである（括弧内はいずれも内数）。

[11-1-①-4] 経済学科の教員組織（平成30年10月現在。合計28名）

理論と情報	8（外国人教員1，女性教員1）
経済と政策	10（外国人教員1，女性教員2）
経済と企業	10（女性教員3）

経済学科では、上の表にあるように、全教員28名のうち、6名が女性教員、2名が外国人教員である。

学科会は月に2回開催され、学科に関わる議題について審議がされている。

【分析結果とその根拠理由】

経済学科においては、経済学、経営学、会計学の各領域の理論・実証研究をカバーする専門研究の実施体制が整えられ、また、その人的配置も適切であると判断できる。

観点11-1-②： 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点に係る状況】

各教員の研究対象や研究手法は、教員個人あるいは教員集団の裁量に委ねられているが、各人が研究を遂行するのに必要な研究費は、運営費交付金に加えて、科学研究費（観点11-2-①参照）や人文社会科学部長裁量経費など種々の競争的資金を獲得するよう、各人が努力している。そのうち、人文社会科学部長裁量経費の平成30年度の配分額（総額1,470万円）は、次の通りである。

[11-1-②-1] 学部長裁量経費配分額（平成30年度／単位 [万円]）

I型	学部重点研究プロジェクト・地域研究等	116
	学科重点課題	352
	学部重点研究・アジア研究	163
	実験・実習的教育経費	249
	小計	880
II型	社会地域連携活性化経費	10
	公開講座活性化経費	12
	学会報告助成経費	160
	学会開催助成	8
	小計	190
III型	部内委員会配分経費	85
IV型		315
	合計	1,470

[参照]

資料編11-1-②	学部長裁量経費I型の研究課題一覧（平成30年度分）
-----------	---------------------------

各種研究を遂行するのに必要な研究時間を確保するために、静岡大学教員特別研修制度に加え、下記の通り、各学科において独自の研究専念期間（サバティカル）制度を設け、いずれも短期（6ヶ月程度）と長期（1年程度）の研究に専念できるようになっている（制度の利用状況については、観点3-1-④参照）。

[11-1-②-2] 各学科の研究専念期間制度一覧

- ・「社会学科研究専念期間に関する申し合わせ」（平成 29 年度改定）
- ・「言語文化学科サバティカルに関する申しあわせ」（平成 29 年度改定）
- ・法学科研究休暇（作成中）
- ・経済学科集中研究要綱（平成 26 年度改定）

しかし、実際には、教員の割愛・退職の後の補充が困難であるために個々の教員の負担が増えていることや授業に対する支障が生じ得ることを考慮すると、研究専念期間制度を利用するのがなかなか難しい状況にある。これは学科や学部の努力だけで解消し得る問題ではなく、大学全体で取り組むべき課題である。

【分析結果とその根拠理由】

人文社会科学部において、運営費交付金だけでなく、学部長裁量経費を設けることによって、各教員の研究活動を促すための取り組みがなされているといえる。また、静岡大学教員特別研修制度だけでなく、各学科において研究専念期間制度を設けており、研究活動のための時間を確保することが試みられているが、予算の制約、授業に対する影響などにより、その運用が困難であるのが実情である。こうした制度が円滑に運用されるには、学科・学部による努力はもはや限界に達しており、大学全体で問題解消に向けて努力することが必要である。

観点 11-1-③： 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのが行われているか。

【観点に係る状況】

研究活動の状況を把握する学部全体の取り組みとしては、年度ごとに実施されている教員データベースへの入力とその公表（観点 10-1-③参照）、更に、学部長に提出する「活動状況報告書」（年3回）（観点 3-2-②参照）がある。研究の向上や改善に関する組織的な取り組みについては、観点 8-1-②と③で述べた PDCA サイクルがある。加えて、従来より、6年ごとに外部評価が実施されており、学外の複数の外部評価委員から指摘された問題点をもとに、学部の教育と研究の改善を絶えず行ない、改善状況報告書として公表している。

[参考]

改善状況報告書	http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/index_24_25.html
---------	---

【分析結果とその根拠理由】

教員データベースに研究業績を入力したり、定期的に活動状況報告書としてまとめたりすることによって、各教員が自身の研究活動を定期的に点検する仕組みが整えられている。また、学部全体として研究活動を点検するための PDCA サイクルが確立されているといえるが、まだ試行の段階であり、今後は、これを本格的に動かすこと

によって、研究活動の質の向上を組織的に図る必要がある。

[11-2] 学部・研究科等の目的に照らして、研究活動が活発に行なわれており、研究の成果が上がっていること。

観点 11-2-①： 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行なわれているか。

[社会学科]

【観点に係る状況】

[11-2-①-1] 社会学科教員の研究業績数

社会学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
単行本 (単著)	4	1	1	0	0	1
単行本 (共著)	5	4	4	5	4	5
単行本 (編著書)	1	1	1	3	2	3
論文	40	29	37	28	43	24
翻訳	0	1	1	0	3	2
学会発表	34	43	36	36	44	33
その他	31	62	64	85	67	56

*その他には新聞記事、事典項目、書評などを含む (以下同様)。

単行本 (単著、共著、編著書) の出版は、平成 25 年度の 10 冊、平成 30 年度の 9 冊が目立っているが、平成 26 年度は 6 冊、平成 27 年度は 6 冊、平成 28 年度は 8 冊、平成 29 年度は 6 冊と平均して著書が刊行されている。論文件数は平成 26 年度に 29 本、平成 28 年度に 28 本、平成 30 年度に 24 本という若干の差があるものの、年間平均して 30 本台の論文が公表されている。学会発表件数は、年度による違いはあるが、年間を通して 33 回から 44 回の間を推移しており、活発な研究活動をうかがわせる数字となっている。

社会学科内の研究プロジェクトについては、資料編 11-1-②を参照。

【分析結果とその根拠理由】

研究業績数は、年度による多少の増減はあるものの堅調であり、また、各種研究プロジェクトも活発に行なわれているといえる。

[言語文化学科]

【観点に係る状況】

[11-2-①-2] 言語文化学科教員の研究業績数

言語文化学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
単行本 (単著)	5	0	2	0	3	2
単行本 (共著)	4	5	3	1	2	8
単行本 (編著書)	3	2	2	0	0	1
論文	23	28	28	30	24	24
翻訳	1	2	2	1	0	2
学会発表	13	16	16	18	13	14
その他	9	6	17	15	16	16

単行本 (単著, 共著, 編著書) の出版の多い年度 (平成 25 年度の 12 冊と平成 30 年度の 11 冊) では, 論文件数が 23 件と 24 件で少なくなるが, 学会発表件数は, 少ない年度で 13 件ある。前回の自己評価書 (平成 25 年 3 月公表) における研究出版物 (単行本と論文と翻訳をひとまとめにしている) の件数の平均が 25.6 件だったのに対し, 今回は 34.5 件と, 全体的に研究出版物の件数が大きく伸びている (尚, 前回の自己評価書を作成した時点と今回の間で学科の教員数が 1 名減っていることも付記しておく)。

言語文化学科内の研究プロジェクトについては, 資料編 11-1-②を参照。

社会学科と言語文化学科には, 共同で出している紀要『人文論集』があり, 次の表に示すように, 両学科の教員による研究成果が着実に公表されている (静岡大学学術リポジトリでも公開されている)。

[11-2-①-3] 『人文論集』の発刊状況 (括弧内は掲載論文本数)

平成 25 年度	第 64 号 1・2 合併 (6)
平成 26 年度	第 65 号 1 (5), 2 (8)
平成 27 年度	第 66 号 1 (9), 2 (6)
平成 28 年度	第 67 号 1 (7), 2 (11)
平成 29 年度	第 68 号 1 (5), 2 (7)
平成 30 年度	第 69 号 1 (7), 2 (7)

【分析結果とその根拠理由】

研究業績数は, 期間を全体としてみれば, 着実に伸びており, また, 各種研究プロジェクトも活発に行なわれているといえる。

[法学科]

【観点に係る状況】

法学科所属の教員による、過去6年間の研究業績数は、次の表の通りである。

[11-2-①-4] 法学科教員の研究業績数

法学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
著書 (単著)	1		1	2	1	1
著書 (共著)	1	3	2 (1)	1		
編著書			2			2
論文	14 (1)	22 (2)	20 (3)	18 (1)	20 (4)	17 (2)
判例研究	3	3 (2)	5 (1)	7 (2)	2 (1)	2 (2)
翻訳					1	1
学会発表	2	4	3	5	5	6
その他	27 (1)	22	30 (1)	27 (2)	43	30 (1)

注：括弧内は、業績数のうち、副担当教員の業績数である。

更に、教員の研究成果は、随時、法学科教員の研究紀要である『法政研究』等に掲載されており、次のように定期的に発刊されている。

[11-2-①-5] 『法政研究』の発刊状況

平成 25 年度	第 18 卷 1・2 合併号 (4), 3・4 合併号 (5)
平成 26 年度	第 19 卷 1 号 (4), 2 号 (5), 3・4 合併号 (3)
平成 27 年度	第 20 卷 1 号 (3), 2 号 (6), 3 号 (5), 4 号 (5)
平成 28 年度	第 21 卷 1 号 (3), 2 号 (4), 3・4 合併号 (7)
平成 29 年度	第 22 卷 1 号 (2), 2 号 (2), 3・4 合併号 (3)

(*括弧内は論説・研究ノート・判例研究・翻訳・資料の掲載本数)

法学科内の研究プロジェクトについては、資料編 11-1-②を参照。

【分析結果とその根拠理由】

法学科では個々の教員の研究が着実に積み重ねられていることから、活発に行なわれていると判断できる。

[経済学科]

【観点に係る状況】

経済学科所属の教員による、過去6年間の研究業績は、次の表に示す通り、着実に公表されている。

[11-2-①-6] 経済学科教員の研究業績数

経済学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
単著	0	0	0	1	1	0
共著	2	4	1	3	2	0
論文	23	27	32	31	20	20
学会発表	20	24	24	17	24	8
その他	14	9	9	9	15	13
講演	0	0	0	1	0	3

また、学科内に研究報告委員を配置し、同委員の企画により定期的に「経済研究会」を開催し（年4回）、教員相互の研究の促進を図っている。なお、同研究会は、研究者はもとより広く地域にも公開している。

さらに、『経済研究』（年4回）を発刊している。その発刊状況は次の通りである。

[11-2-①-7] 『経済研究』の発刊状況（*括弧内は、掲載論文等の本数）

平成 25 年度	17 巻 3 号 (3)・4 号 (13), 18 巻 1 号 (4)・2 号 (5)
平成 26 年度	18 巻 3 号 (4)・4 号 (4), 19 巻 1 号 (3)・2 号 (2)・3 号 (2), 4 号
平成 27 年度	19 巻 4 号 (4), 20 巻 1 号 (3)・2 号 (3)
平成 28 年度	20 巻 3 号 (4)・4 号 (14), 21 巻 1・2 号 (4)
平成 29 年度	21 巻 3 号 (3)・4 号 (4), 22 巻 1 号 (3)・2 号 (3)
平成 30 年度	22 巻 3・4 号 (10), 23 巻 1 号 (3)・2 号 (3)・3 号 (3)

経済学科内の研究プロジェクトについては、資料編 11-1-②を参照。

経済学科の教員は、地域への貢献といった学部の目標に沿った研究も重視している。下に示すのは、受託事業や受託研究の課題の一覧である。

[11-2-①-8] 経済学科における受託事業・受託研究の課題一覧

年度	受託事業・受託研究
25	クールビズサンダル普及の課題抽出と需要創造のための新たな課題
	熱海市観光動線実態調査
26	熱海市観光動線実態調査
27	熱海市観光動線実態調査
28	大学生が創る未来への羅針盤事業
	熱海市観光動線実態調査
29	大井川インターチェンジの商業整備に係る経済波及効果分析
	少子化対策及び結婚等に関する県民意識調査分析事業

【分析結果とその根拠理由】

経済学科では個々の教員の専門研究が着実に行なわれており、また、地域貢献に重点を置いた活動も活発に推進されている。

[アジア研究センター]

【観点に係る状況】

アジア研究センターは、機関誌『アジア研究』を2005年に創刊し、2018年までに計13号発行してきた。また、次のような国際シンポジウムを開催した。

[11-2-①-9] アジア研究センター主催のシンポジウム（2013年度～18年度）

2014年度	「交感するアジアと日本」
2015年度	「中国文化大革命と国際社会—50年後の省察と展望—」（国際シンポジウム）
2016年度	「中国文化大革命研究の新資料・新方法・新発見」（国際シンポジウム、学習院女子大学と共催）
2017年度	「東アジアの観光動態に関する学際的研究」（国際シンポジウム）
2018年度	「東風は西風を圧倒したか—世界史の中の1968年」（国際シンポジウム、学習院女子大学と共催）

国際シンポジウムの成果はいずれも『アジア研究・別冊』の形で同じ誌名で刊行している（尚、『アジア研究・別冊』は2018年までに計7冊刊行）。

【分析結果とその根拠理由】

アジア研究センターは、これまで継続的に出版物を刊行し、併せて、シンポジウムも多く開催するなど、活発に研究活動が行なわれていると判断できる。

観点 11-2-②： 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

[社会学科]

【観点に係る状況】

平成25年度から30年度までの6年間に社会学科の教員が取得した科学研究費の件数は、次の表の通りである。

[11-2-②-1] 社会学科教員による科学研究費の取得件数（継続分を含む）

社会学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
基盤A	0	0	0	0	0	0
基盤B	2	2	3	2	3	2
基盤C	4	3	6	7	10	7
若手研究	2	2	1	1	1	1
萌芽	0	0	0	0	0	0
学術図書	0	0	0	0	0	0
研究スタート	0	0	0	0	0	0

年度によって増減はあるものの、基盤B、基盤C、若手研究は毎年取得している。特に平成 27, 28, 29 年度に基盤Bと基盤Cの取得が増加している。ただし、基盤Aや萌芽、学術図書、研究スタートの取得はない。平成 25～30 年度の期間で学科構成員が研究代表者となっている科研費の研究課題については、資料編を参照されたい。

[参照]

資料編 11-2-②A	社会学科教員による科学研究費の研究課題
-------------	---------------------

一方、受託研究・事業の件数と受賞実績はそれぞれ次の通りである。

[11-2-②-2] 社会学科教員の受託研究・事業の件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	0	1	1	1	0

[11-2-②-3] 社会学科教員の受賞実績

年度	受賞者	名称	学会・団体名など
25	山本達也	第3回地域研究コンソーシアム賞登竜賞	地域研究コンソーシアム
	橋本 剛	公益社団法人日本心理学会 2013 年度学術大会優秀発表賞	日本心理学会
27	大野 旭	第三十回大同生命地域研究奨励賞	大同生命国際文化基金
	大野 旭	第十回樫山純三賞	樫山奨学財団
28	田辺 肇	European Society of Trauma and Dissociation 第5回 大会 最優秀ポスター発表賞	European Society of Trauma and Dissociation
29	大野 旭	第三回国家基本問題研究所日本研究賞	国家基本問題研究所
30	大野 旭	第19回正論新風賞	フジサンケイグループ

【分析結果とその根拠理由】

研究の質が充実していることは、科研費取得あるいは受託研究・事業の件数にも数値として現われている。また、受賞実績も続けてあり、研究の質は確保されていると判断する。

[言語文化学科]

【観点に係る状況】

[11-2-②-4] 言語文化学科教員による科学研究費の取得件数（継続分を含む）

言語文化学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
基盤A	0	0	0	0	0	0
基盤B	0	0	1	1	1	1
基盤C	7	7	5	8	10	10
若手研究	0	0	1	1	0	0
挑戦的研究	0	0	0	0	0	1
学術図書	0	0	0	0	0	0
研究スタート	0	0	0	0	0	0

いずれの年度も基盤研究Cを中心に確実に科研費を取得している。平成 25～30 年度の期間で学科教員が研究代表者となっている科研費の研究課題については資料編を参照されたい。

[参照]

資料編 11-2-②B	言語文化学科教員による科学研究費の研究課題
-------------	-----------------------

一方、受託研究・事業の件数と受賞実績はそれぞれ次の通りである。

[11-2-②-5] 言語文化学科教員の受託研究・事業の件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	0	0	0	0	0

[11-2-②-6] 言語文化学科教員の受賞実績

年度	受賞者	名称	学会・団体名など
27	山内功一郎	第7回鮎川信夫賞	鮎川信夫現代詩頭彰会

【分析結果とその根拠理由】

科研費、外部資金の取得件数などから、言語文化学科の教員の研究の質は確保されていると判断できる。

[法学科]

【観点に係る状況】

法学科における科研費の採択数は、下の表にみるように、継続的に 10 件前後を取得し、近年は増加傾向にある。

[11-2-②-7] 法学科教員による科学研究費の取得件数（継続分を含む）

法学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
基盤A	0	0	0	0	0	0
基盤B	0	0	0	0	0	0
基盤C	4	5	6	5	3	8
若手研究	5	3	2	2	7	3
挑戦的研究	0	0	0	0	0	0
学術図書	0	0	1	0	0	0
研究スタート	0	0	0	0	1	0

平成 25～30 年度の期間で学科教員が研究代表者となっている科研費の研究課題については資料編を参照されたい。

[参照]

資料編 11-2-②C	法学科教員による科学研究費の研究課題
-------------	--------------------

一方、受託研究・事業の件数と受賞実績はそれぞれ次の通りである。

[11-2-②-8] 法学科教員の受託研究・事業の件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	1	0	1	0	0

[11-2-②-9] 法学科教員の受賞実績

年度	受賞者	名称	学会・団体名など
28	本庄淳志	第 39 回労働関係図書優秀賞	労働政策研究・研修機構 (JILPT)
29	横濱竜也	日本法哲学会奨励賞 (著書部門)	日本法哲学会

【分析結果とその根拠理由】

科研費などの外部資金を取得し、また、法学科教員の受賞の実績もあることから、研究の質は確保されていると判断する。

[経済学科]

【観点に係る状況】

科研費は継続的に 5 件前後を維持している（学科構成員が研究代表者となっている研究課題については資料編を参照されたい）。

[11-2-②-10] 経済学科教員による科学研究費の取得件数（継続分を含む）

経済学科	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
基盤A	0	0	0	0	0	0
基盤B	2	1	0	0	0	0
基盤C	4	2	3	3	2	1
若手研究	0	1	1	2	1	1
挑戦的研究	1	1	0	0	0	0
学術図書	0	0	0	0	0	0
研究スタート	0	0	0	0	0	0

[参照]

資料編 11-2-②D	経済学科教員による科学研究費の研究課題
-------------	---------------------

一方、受託研究・事業の件数と受賞実績はそれぞれ次の通りである。

[11-2-②-11] 経済学科教員の受託研究・事業の件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2	1	2	1	2	1

[11-2-②-12] 経済学科教員の受賞実績

年度	受賞者	名称	学会・団体名など
25	村田 慶	日本経済政策学会学会賞研究奨励賞	日本経済政策学会

【分析結果とその根拠理由】

上の表に示すとおり、科研費や受託研究を継続的に取得している点などから、研究の質は保たれていると判断できる。

観点 11-2-③： 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行なわれているか。

【観点に係る状況】

本学部の教員が学会の招待講演を行なった件数（平成 25～30 年度）、審議会などの各諸団体の委員等の就任状況（平成 30 年度）、また、研究成果の報道件数は次に示す通りである（地域貢献に関するものは、基準 12 を参照）。

[11-2-③-1] 各種学会で招待講演を行なった件数

	平 25 (2013)	平 26 (2014)	平 27 (2015)	平 28 (2016)	平 29 (2017)	平 30 (2018)
社会学科	5	3	1	3	5	5
言語文化学科	2	7	2	2	5	4
法学科	0	0	0	0	0	0
経済学科	0	0	0	1	0	3

[11-2-③-2] 審議会や各種団体の委員等の就任状況（平成 30 年度。抜粋）（*学会の委員等は除く。）

静岡県社会福祉審議会（委員） 静岡県婦人保護施設評価委員会（委員長） 静岡県静岡県史編さん特別調査委員会（委員） 静岡県人権会議（委員） 静岡県教育委員会教職員コンプライアンス委員会（委員長） 静岡市情報公開・個人情報保護審議会（会長） 静岡市文化振興審議会（会長） 静岡市市民自治推進審議会（委員） 静岡市政策・施策外部評価委員会（委員） 御前崎市情報公開審査会及び個人情報保護審査会（委員） 富士市情報公開審査会（委員） 静岡労働局静岡地方労働審議会（委員） 文部科学省科学技術・学術政策研究所科学技術予測センター科学技術専門家ネットワーク・専門調査員 国土交通省住宅局国土交通省住宅局制度施行 10 年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会（委員） 国立研究開発法人理化学研究所研究倫理委員会（委員） 公益財団法人日本証券経済研究所証券税制研究会（委員） 日本郵便株郵政事業有識者懇談会（委員） など
--

[出典]

静岡大学教員データベース	https://tdb.shizuoka.ac.jp/RDB/public/
--------------	---

[11-2-③-3] 研究成果等の新聞報道の事例（コラムなどの寄稿やコメントは除く。抜粋）

静岡地域学会が研究発表会（理事長・日詰一幸静岡大教授）	『静岡新聞』（2014年7月24日）
県内のDV保護 12%外国人女性	『静岡新聞』（2016年5月25日）
児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）児童の対応に関する調査についての報道	『静岡新聞』, 『毎日新聞』, 『東京新聞』, The Japan Times（2017年5月）
静岡大と静岡市の古文書共同調査30年 地域の歴史後世に	『毎日新聞』（2018年11月11日）

[出典]

静岡大学教員データベース	https://tdb.shizuoka.ac.jp/RDB/public/
--------------	---

【分析結果とその根拠理由】

上に示したように、本学部教員は、各種学会において招待講演を行っており、また、多くの団体の各種委員などに就任していることから、文化や社会に資する研究を行っていると判断できる。更に、研究成果が新聞報道でなされていることもその一端を示すものといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- ・人文社会科学領域に所属する教員の研究活動推進にあたっては、運営費交付金、学部長裁量経費、更に科学研究費等の競争的資金などがあり、これらの資金を活用して研究が進められている。最近では、科研費の獲得件数も順調に推移している。
- ・教員の研究力を高めるため、静岡大学教員特別研修制度や各学科独自の研究専念期間（サバティカル）制度が設けられており、それらが積極的に活用され、学部・学科全体の研究水準の向上に寄与している。

【改善を要する点】

- ・地域から課題解決に資する研究成果を期待されることもあり、今後、静岡県内の自治体からの受託研究・共同研究への要請に、どのように対応できるのか検討が求められている。

基準 12 地域貢献活動の状況

(1) 観点ごとの分析

[12-1] 大学・学部等の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行なわれ、成果を上げていること。

観点 12-1-①： 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が適切に公表・周知されているか。

【観点到係る状況】

本学部は、「人文社会科学部学術憲章」において、教育研究活動を通して地域社会の発展に貢献することを明確にしている。すなわち、その「教育の目標」において「社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多面的な発展に貢献する」とし、様々な教育サービスの提供に取り組むことを本学部の教育活動の一環として位置づけている。

一方、研究面については、その「研究の目標」に「とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく」とし、「研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展」をめざしながら、「地域社会文化研究のための知のネットワーク」の構築を掲げている。

大学内外には、毎年、『人文社会科学部案内』を発行し、また、ホームページを通じて、教育研究活動等の内容を広く公表している。平成 29 年度からは、『みんなの大学』に代わる人文社会科学部の新しい広報誌として『麓』を 3500 部発行し、出張授業や学部説明会などで活用している。『みんなの大学』に比べて、『麓』は広報誌という点では好評である。

[出典]

人文社会科学部学術憲章	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/general/jin_kensho.pdf
-------------	---

[参考]

人文社会科学部ホームページ	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/
---------------	---

【分析結果とその根拠理由】

以上から、本学部・本研究科の地域貢献活動の目的を達成するための具体的な方針が定められ、これらが適切に公表されていると判断する。

観点 12-1-②： 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

1) 教育活動の一環としての科目等履修生の受け入れとは別に、市民開放授業を実施しており、平成25～30年度の受講実績は次のようになっている。

[12-1-②] 市民開放授業の受講実績

平25 (2013)				平26 (2014)				平27 (2015)				平28 (2016)				平29 (2017)				平30 (2018)			
前	後	通	計	前	後	通	計	前	後	通	計	前	後	通	計	前	後	通	計	前	後	通	計
115	86	7	208	128	117	3	248	113	97	3	213	81	119	4	195	105	93	1	199	91	103	2	196

[参考]

静岡大学地域人材育成・プロジェクト部門	http://www.lc.shizuoka.ac.jp/class_list.html
---------------------	---

2) 公開講座、講演会等を本学部教員が数多く実施している。

[参照]

資料編12-1-②A	本学部教員による公開講座、講演会等一覧
------------	---------------------

3) 高大連携では、高等学校への出張授業、高校からの大学訪問・大学体験授業などを行なっている。多い年では31校にのぼる。静岡県内の高校にとどまらず、長野県、山梨県、愛知県、岐阜県、三重県といった他県の高校においても、出張授業・学部説明会を積極的に実施している。

[12-1-②-2] 高校出張授業・学部説明会開催件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出張授業	15	21	27	26	25	21
学部説明会	1	5	4	4	1	4
合計	16	26	31	30	26	25

[参照]

資料編12-1-②B	高校出張授業一覧（平成28～30年度）
------------	---------------------

4) こころの相談室

こころの相談室での主な地域貢献活動には、次のようなものがあげられる。

- ① 地域住民のこころの健康に関する相談
- ② 地域で働く心理専門職の教育研修
- ③ こころの相談室関係教員による一般市民を対象とした講演会の開催や専門機関に対する指導、助言、スーパーバイズ等
- ④ こころの相談室の相談研修員(大学院生)や修了生及び地域の対人援助に携わる専門家の研修機会として、講演会や公開事例検討会の開催

まず、①の地域住民のこころの健康に関する相談について、こころの相談室で行なった相談担当ケース数、のべ面接回数は、次の通りである（観点2-1-③より再掲）。

[12-1-②-3] こころの相談室の年間担当ケース数とのべ担当回数（平成29年度）

	臨床相談員	非常勤相談員	相談研修員	合計
のべ担当ケース数	34	1	29	64
のべ担当回数	349	1	302	652

（*臨床相談員は大学教員，非常勤相談員は外部からの非常勤講師，相談研修員は大学院生）

また，相談対象者（クライアント）の属性と性別は次のようである。

[12-1-②-4] クライアントの属性と性別（平成29年度）

属性	男	女	小計	合計
小学生未満	0	0	0	
小学生	4	1	5	
中学生	2	1	3	15
高校生	2	1	3	
大学生・院生・専門	0	4	4	
自営業	2	0	2	
会社員・公務員	5	7	12	26
パート・フリーター	1	11	12	
主婦	0	8	8	8
無職	5	1	6	6
不明	0	0	0	0
その他専門職	5	11	16	16
合計	26	45		71

相談対象者は，上の表に示したように，小学生から有職の社会人，高齢者まで幅広い。性別では，男性より女性の相談者が多く占める傾向がある。また，「その他専門職」には，人文社会科学部研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コースの修了者で静岡県内において心理専門職として働いている者が該当し，そうした人たちを対象とした教育指導面接は，近年増加傾向にある。

③のこころの相談室の関係教員による地域での講演や研修は，資料編12-1-②Cに示す通りである。

[参照]

資料編12-1-②C	こころの相談室関係教員による地域での講演・研修活動（平成29年度）
------------	-----------------------------------

④のこころの相談室の相談研修員（大学院生）や修了生及び地域の対人援助に携わる専門家の研修機会として，東京国際大学人間社会科学部の妙木浩之教授による講演「精神分析の未来地図」と公開事例検討会を開催し，地域で臨床心理士として活躍する修了生や児童相談所，クリニック等で対人援助に関わる医師や臨床心理士，ケースワーカー等が多く参加した（平成29年度，静岡駅ビル「パルシェ」会議室）。

【分析結果とその根拠理由】

市民開放授業の本学部の現状等は資料の通りであり、教育サービス面での本学部・研究科の社会連携活動は一定の成果を上げている。地域住民への教育サービスでは、公開講演会、公開シンポジウム等の形で多く開催している。高大連携でのオープンキャンパス、出張授業、高校の大学訪問受け入れも静岡県内外で積極的に取り組んでいる。

また、「こころの相談室」は臨床心理士養成の教育実習機関としてではあるが、上に示したように、地域社会からの一般市民を対象として臨床心理相談を受け入れており、本学部・研究科における教育研究と社会連携の重要な活動として十分な成果を上げている。

以上から、地域に対して、教育と研究の両面において、社会連携活動が活発に行なわれていると判断できる。

観点 12-1-③： 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学部は、上述のように多岐にわたる地域連携活動を実施しているが、市民開放授業についても例年 200 人前後の市民が受講している。また、高校への出張授業も例年 20～30 件の依頼が静岡県内外からあり、継続的な依頼がある。更に、本学部教員によるシンポジウムや公開講座にも市民からの参加者が多い。

加えて、こころの相談室に関しても、同様に相談の担当ケース数が多く、また、各種講演会やセミナーなどへの参加者も多い。

【分析結果とその根拠理由】

上述のように、それぞれの地域連携活動に参加する市民の数の多さからみて、活動の成果が上がっていると判断できる。

観点 12-1-④： 改善のための取組が行なわれているか。

【観点に係る状況】

観点 8-1-②で述べた「人文社会科学部評価の体系 (PDCA サイクル)」において、地域連携活動の検証を行ない、その改善点を見出すための仕組みができています。

[参照]

資料編 8-1-②	人文社会科学部評価の体系 (PDCA サイクル)
-----------	--------------------------

【分析結果とその根拠理由】

改善のための取り組みに向けた仕組みはできているが、その本格的な実施は、これからの課題である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・高校出張授業・学部説明会の開催は順調に件数を重ねており、地域の高校からの要請に十分応えている。
- ・市民開放授業についても例年 200 名近い市民が受講しており、地域社会に根付いた取り組みになっている。

- ・「こころの相談室」で提供されるサービスも利用者の満足度が高く，地域に大きく貢献している。

【改善を要する点】

- ・今後もこれまでの取り組みを継続するとともに，その問題点を見出し，改善につなげる取り組みが必要である。

基準 13 国際化の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 13-1-①： 学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が広く公表されているか。

【観点到係る状況】

「人文社会科学部学術憲章」、人文社会科学部と各学科の「学位授与の方針」、人文社会科学部と各学科の「教育課程編成・実施の方針」のいずれにおいても、個々の学生がグローバル社会で活躍できるよう、国際的感覚を身につけることを一つの目標として掲げている。更に、静岡大学の第三期中期目標・中期計画に沿うように、人文社会科学部においても下記の計画を立てている。

- ・国際日本学副専攻の展開
- ・アジアからの留学生の積極的な受入とその体制の整備
- ・部局間交流協定校の増加

[参考]

人文社会科学部学術憲章	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/general/jin_kensho.pdf
-------------	---

[参照]

5-1-①A	「学位の授与方針」、 「教育課程編成・実施の方針」
--------	---------------------------

【分析結果とその根拠理由】

人文社会科学部の国際化の目的・方針は、「学術憲章」、DP、CPに明確に定められており、いずれもホームページ上で広く公開されている。また、その方針に沿って、国際化に向けた計画が立てられていると判断する。

観点 13-1-②： 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

<留学生の受け入れ状況>

国際交流協定にもとづく留学生の受け入れ人数は、資料編 13-1-②A（国際交流協定にもとづく留学生数）に示す通り、毎年平均で24名ほどである。派遣元大学も平成25年度に15大学だったのが、平成30年度には22大学となっている。このうち部局間交流校は5校である。交流校の増加にともない、受け入れ人数も増加傾向にある。

一方、正規生として1年次から受け入れている学生数は、資料編 13-1-②B（正規生（1年次から）の受け入れ数）のとおりである。毎年、学部生と大学院生を合わせて20～35名程度を受け入れている。特に学部で近年増加傾向にあるのは、平成27年度にアジア・ブリッジ・プログラム（ABP）入試が開始されたことがその大きな要因として考えられる。他方、大学院生の受け入れはおおむね横ばいである。全体として、中国からの留学生が過半を占めている状況は従来どおりであるが、近年ではベトナムやマレーシアなど東南アジア諸国からの学生が

増えている。他方、欧米圏からの留学生は少ない。

科目等履修生・研究生の受け入れの状況は、資料編 13-1-②C（科目等履修生・研究生の受入数の推移）に示す通りである。その数は、平成 28 年度の 3 名を除けば（理由は不明）、例年 10 名前後で推移している。国籍別では中国が最も多く、アジア諸国、欧州、アメリカ大陸などからの留学生の受け入れもある。研究生のなかには半年から一年後に大学院（本研究科など）に進学した者もいる。

[参照]

13-1-②A	国際交流協定にもとづく留学生数
13-1-②B	正規生（1 年次から）の受け入れ数
13-1-②C	科目等履修生・研究生の受け入れ数の推移

<派遣及び派遣先の状況>

派遣人数に関しては例年 20～30 名前後で推移していたが、平成 30 年度は 11 名であった。特に北米への留学者が減少している。他方、派遣先については年々広がりを見せている（資料編 13-1-②D 派遣先及び派遣人数の推移）。

また、短期語学研修にもこれまで学生を送り出してきた（資料編 13-1-②E 短期留学者数の推移）を参照）。その人数は年度によってばらつきがあるが、その理由は、2 年に一度の割合で東華大学に学生を送っていることにある。国際日本学プログラムとの関係で、平成 29 年度以降、台湾の開南大学の夏期英語・中国語研修、マラヤ大学にも学生を派遣している。

[参照]

13-1-②D	派遣先及び派遣人数の推移
13-1-②E	短期留学者数の推移

<協定校との交流状況>

[13-1-②-1] 部局間交流協定校

機関名	国・地域名	締結年月日	協定内容
ボン大学文学部	ドイツ	1999. 3. 26	学生の交流
東華大学外国語学院	中国	2011. 10. 24	教職員・学生の交流
国立政治大学社会科学学院	台湾	2012. 8. 23	教職員・学生の交流
開南大学人文社会学院	台湾	2017. 3. 7	教職員・学生の交流
ジャン・ムーラン・リヨン第 3 大学	フランス	2013. 1. 21	教職員・学生の交流
マドリッド・コンプルテンセ大学スペイン語教育センター	スペイン	2017. 1. 19	教職員の交流

[出典]

静岡大学国際連携推進機構	http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/0702.htm
ホームページ	大学間交流協定校

近年では、平成 28 年度に国立政治大学社会科学院（台湾）との合同シンポジウム、平成 29 年度に東華大学外国語学院との学術交流シンポジウム、同年度にさらに部局間交流協定校の開南大学、大学間交流協定校のハノイ国家大学・タマサート大学の教員らを静岡に招いて国際シンポジウムを開催した。

[参考]

国立政治大学社会科学院・静岡大学人文社会科学部主催国際シンポジウム “The Humanities Concern and Practice in Social Science: Comparative Studies between Taiwan and Japan”（平成 28 年度）	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/info/台湾の国立政治大学社会科学学院（本学部の協定/
東華大学外国語学院との学術交流シンポジウム 「越境するヒト，モノ，言語 東アジアの事例から一日本，中国，韓国の社会的，文化的，経済的交流の歴史的背景と展望」（静岡大学人文社会科学部総合知プロジェクト「超越（トランス）の人文社会科学」主催）（平成 29 年度）	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/01/touka-sympo.pdf
静岡大学人文社会科学部国際日本学センター／アジア研究センター主催国際シンポジウム 「アジアにおける日本学の現状」（平成 29 年度）	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/01/kokusai-sympo.pdf http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/03/2018.03.09.pdf

協定校を含む海外の大学からの研究者の受け入れも進んでおり、平成 26 年度以降では、韓国・バングラデシュ・ルーマニア・スロバキア・イタリアより計 6 名の研究者を受け入れた。また、ハノイ国家大学（平成 29 年）、開南大学（平成 28、30 年度）、東華大学（平成 27、29 年度）等の協定校で本学部教員が講義を実施している。

<国際日本学プログラムの展開>

グローバル人材養成を目的として、平成 28 年度に、国際日本学プログラムを人文社会科学部独自の取り組みとしてスタートした。同プログラムでは、学生に対し英語で実施する授業を一定数受講させ、さらに一定期間以上の留学を課している。平成 29 年度には 7 名、30 年度には 3 名がプログラムの受講を開始している（2 年次から受講することとしているため、平成 28 年度は 0 名）。学生をさらに増やすため、受講要件の緩和など微調整を行っている。プログラムを始めるに先立って、平成 28 年度に次のような英語による講演会を三回にわたって開催した。

[参考]

国際日本学プログラム 関連講演会	http://www.hss.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2016/10/Lecture-Series-Poster.pdf
---------------------	---

<教育面での国際化>

人文社会科学部の専門科目で基本的に外国語で行なわれている授業は次の通りである（講読などは含まない）。

[13-1-②-2] 外国語による授業（講読などは含まない）（平成30年度開講授業。抜粋）

言語文化学科	<p>[英語]</p> <p>国際日本学基礎演習Ⅰ，国際日本学基礎Ⅰ，英会話・作文Ⅰ，英会話・作文Ⅰ（同名別授業），英会話・作文Ⅱ，英米事情，アメリカ文学文化基礎読解Ⅰ，オーラルイングリッシュⅠ，オーラルイングリッシュⅡ，英米文学史Ⅰなど</p> <p>[ドイツ語]</p> <p>独会話・作文Ⅴ，独会話・作文Ⅵ，ドイツ事情Ⅴ，ドイツ事情Ⅵ，ドイツ言語文化特論Ⅲ，ドイツ言語文化特論Ⅳ</p> <p>[フランス語]</p> <p>仏会話・作文Ⅰ，仏会話・作文Ⅱ，フランス事情Ⅰ，フランス事情Ⅱ，フランス語コミュニケーション論Ⅱ・専門フランス語基礎Ⅰ</p> <p>[中国語]</p> <p>中国言語文化各論Ⅰ，中国語会話・作文Ⅰ，中国語会話・作文Ⅱ，課題研究</p>
法学科	Japanese Law, Global Politics
経済学科	国際日本学基礎演習Ⅱ

また，教育面と関連して，次のような留学生との交流会を適宜行なっている。

[13-1-②-3] 日本人と留学生との交流実績

<ul style="list-style-type: none"> ・毛毛語茶園：留学生との中国語の学習会，フィールドワーク（焼津さかなセンターや静岡富士山空港）など。 ・Yashio：留学生との英語による交流会，各種イベントなど。 ・韓国大学生18名と経済学科学生とのディスカッション（平成29年度外務省「対日理解促進交流プログラム」JENESYS2017による）

他にもゼミ単位などで，不定期に多くの交流の機会がもたれている。

【分析結果とその根拠理由】

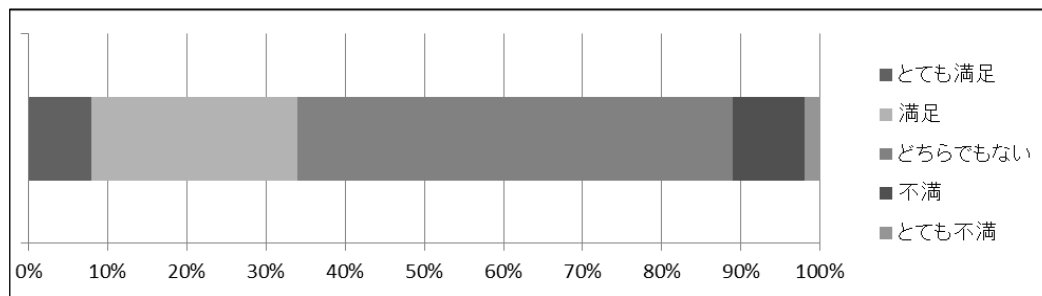
海外からの留学生の受け入れ，学生の海外派遣，協定校などの交流は，いずれもおおむね順調に推移していることから，活動が適切に実施されていると判断できる。また，外国語による授業も一定数行なわれており，グローバル化を視野に入れた授業が展開されていると判断できる。

観点 13-1-③： 活動の実績や学生の満足度等から判断して，活動の成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

静岡大学全体の国際交流支援に関する人文社会科学部の学生の満足度は次のようである。

[13-1-③-1] 静岡大学の国際交流に関する学生の満足度（全学科・全学年平均）

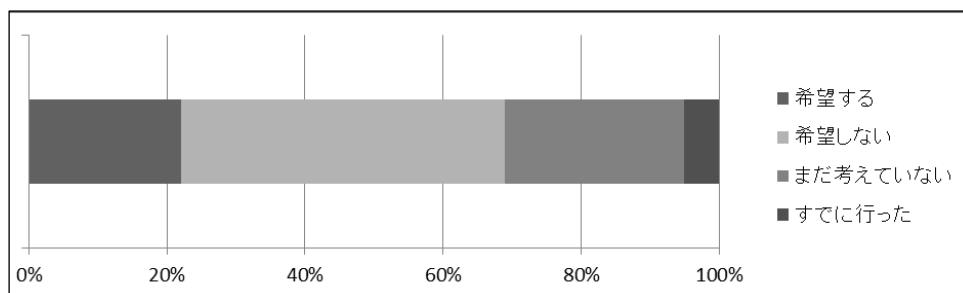


[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 （平成 30 年度実施）（学内限定アクセス）	https://wvp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/
	「総合的に見て、あなたは本学の「国際交流支援」に満足していますか」(p. 21)

これをみると、「どちらでもない」が55%と過半数を占め、「とても満足」と「満足」を合わせた34%を上回っている。これは、下のデータが示すように、留学に対する関心の低さに起因するものと思われる。

[資料 13-1-③-2] 在学期間中の留学希望（全学科，1～3年生平均）



[出典]

静岡大学「学びの実態調査」 （平成 30 年度実施）（学内限定アクセス）	https://wvp.in.shizuoka.ac.jp/ir-office-in/
	「あなたは在学中に海外研修や留学を希望しますか」(p. 16)

その理由は、学年や学科によって多少の違いはあるものの、留学そのものに「関心がない」、また、「外国語の能力の不足」が多くを占めている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の満足度は必ずしも高くないものの、学生からの要望を聞くために年に一度開催されている人文社会科学部学部懇談会（観点7-2-②参照）などにおいて、本学部の国際化の動きに対する強い不満は示されていない。今後は、全学の関連組織と連携しつつ、学生の留学への関心を一層高めるための方策を講じる必要がある。

観点 13-1-④： 改善のための取組が行なわれているか。

【観点に係る状況】

本学部学生の留学意欲を高めるため、全学主催の留学説明会だけでなく、部局間交流協定校への留学案内を主な内容とした本学部主催の説明会を年2回程度開催している。今年度のそれぞれの参加人数は次の通りである。

[13-1-④-1] 留学説明会参加者数 (平成 30 年度)

	前期	後期
全学主催	27 (52)	15 (42)
人文社会科学部主催	80	15

*括弧内は他学部学生も含めた人数

更に、学生に留学を促すために、教職員を対象に、次のような学生指導研修会を開催した。

[13-1-④-2] 留学に関する学生指導研修会 (所属先は当時のもの。敬称略)

年度	講師	題目
平成 30 年度	島村一平 (滋賀県立大学)	学生への留学推進について

また、人文社会科学部奨学金 (観点 7-2-⑤参照) において国際日本学プログラム受講生を対象とした枠を設けた。更に、欧米圏ほど費用がかからずに英語が学べる留学先の開拓にも力を入れている。他方、休学せずに留学できるようにするためのカリキュラム変更などを行なっている学科もある。

【分析結果とその根拠理由】

改善に向けた努力は、人文社会科学部の中の国際連携推進委員会が主体的になって行っており、その結果は、留学説明会の参加人数の多さや協定校の数の増加に現われている。また、教務委員会とも連携し、休学せずに留学できるようなカリキュラムの改正などの取り組みも行なっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・留学生の受入数および本学部学生の派遣数が着実に増加している。留学生の出身大学および本学部学生の派遣先大学の幅も年々広がっている。
- ・部局間協定校の増加が続いており、教育・研究交流も盛んに行なわれている。
- ・グローバル人材育成を目的とした学部独自の取り組みとして、国際日本学プログラムを実施している。
- ・学部独自で年2回程度留学説明会を開催するなど、留学に対する学生の関心を喚起するよう努めている。

【改善を要する点】

- ・国際日本学プログラムの受講生、および本学部学生の留学をさらに増やす必要がある。そのために学生の意欲

をより高めるとともに、留学しやすいような環境を、経済、カリキュラムの両面で整えていく必要がある。